

令和7年第1回白子町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和7年3月5日（水）午前10時開

会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期日程等の議会運営について

日程第 3 会期の決定

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 施政方針

日程第 6 一般質問

日程第 7 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度白子町ガ

ス事業特別会計第3回歳入歳出補正予算）

日程第 8 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 9 同意第 1号 白子町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め

ることについて

日程第10 議案第14号 令和6年度白子町一般会計第6回歳入歳出補正予算について

日程第11 議案第15号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計第4回歳入歳出補正

予算について

日程第12 議案第16号 令和6年度白子町後期高齢者事業特別会計第2回歳入歳出補正予

算について

日程第13 議案第17号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算

について

日程第14 議案第18号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第3回歳入

歳出補正予算について

日程第15 議案第19号 令和7年度白子町一般会計歳入歳出予算について

日程第16 議案第20号 令和7年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算につい

て

日程第 17 議案第 21 号 令和 7 年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について

日程第 18 議案第 22 号 令和 7 年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について

日程第 19 議案第 23 号 令和 7 年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予

算について

日程第 20 議案第 24 号 令和 7 年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について

日程第 21 休会の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 21 まで議事日程に同じ

出席議員（14 名）

1 番	大 塚 貴 充 君	2 番	前 田 充 浩 君
3 番	秋 葉 広 行 君	4 番	高 山 隆 一 君
5 番	長 島 誠 一 君	6 番	今 井 滋 則 君
7 番	大多和 正 夫 君	8 番	梅 澤 哲 夫 君
9 番	宗 島 理 仁 君	10 番	酒 井 良 信 君
11 番	今 関 勝 巳 君	12 番	大多和 正 之 君
13 番	大多和 秀 一 君	14 番	市 川 隆 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石 井 和 芳 君	教 育 長	御 園 正 二 君
総 務 課 長	大 矢 務 君	企画財政課長	齊 藤 貴 人 君
税 務 課 長	田 邊 健 治 君	建 設 課 長	齊 藤 雄 君
産業課長補佐	田 邊 幸 男 君	商工観光課長	北 田 和 弘 君
健康福祉課長	片 岡 秀 樹 君	環 境 課 長	金 坂 潤 一 君
住 民 課 長	増 井 角 栄 君	ガス事業所長	緑 川 栄 治 君
会 計 管 理 者	三 橋 久美子 君	教 育 課 長	岩 本 洋 之 君

生涯学習課長 渡 邊 昭 君 学 校 給 食
セ ン タ ー 所 長 三 橋 政 明 君

事務局職員出席者

議会事務局長	高 橋 庸 行	書	記	田 辺 悦 子
書 記	三 橋 諒 也	書	記	畠 山 優 也
書 記	中 古 珠 輝 也	書	記	林 昌 弘

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（梅澤哲夫君） これより令和7年第1回白子町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅澤哲夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、1番大塚貴充君、14番市川隆子君を指名いたします。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（梅澤哲夫君） 日程第2、会期日程等の議会運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、今関勝巳君。

○議会運営委員長（今関勝巳君） 皆さん、おはようございます。

令和7年2月11日に70周年記念式典が挙行され、白子町は新たな第一歩を踏み出しました。

また、白子町の春の代表、ピンク色のしらこ桜も咲き始め、春の訪れを感じさせてくれています。とはいえ、ここ数日は寒暖の差が激しく、体調を崩しやすいので、皆さんくれぐれにもご自愛ください。

さて、議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しい中ご参集いただき、誠にご苦労さまでございます。

それでは、2月26日に開催されました議会運営委員会における協議の概要について報告いたします。

まず、今定例会に上程されます町長提出案件は、承認案件1件、人事案件2件、条例案件10件、計画案件2件、財産案件1件、補正予算5件、当初予算6件の合計27案件であります。また、一般質問は5名の方から通告がありました。

なお、議案第19号から議案第24号までは、総括質疑のみを本会議で行うこととし、詳細な調査は委員会に付託することに決定いたしましたので、各常任委員会において慎重にご審議いただきたいと思います。

以上のことを踏まえ協議した結果、本定例会の会期は本日3月5日から12日までの8日間と決定いたしました。

議員各位におかれましては、この会期日程にご賛同いただき、円滑にして効果的な議会運営ができますよう、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

◎会期の決定

○議長（梅澤哲夫君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日3月5日から3月12日までの8日間にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日3月5日から3月12日までの8日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（梅澤哲夫君） 日程第4、諸般の報告を申し上げます。

議長の出席要求に対する出席者については、お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、監査委員から月例現金出納検査の結果報告がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、一宮聖苑組合議会から令和7年度予算の概要について報告がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

これで諸般の報告を終わります。

◎施政方針

○議長（梅澤哲夫君） 日程第5、町長から施政方針の申出がありました。これを許します。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 皆さん、おはようございます。

令和7年白子町議会第1回定例会の開催に当たり、町政運営に関する所信の一端を述べるとともに、町政運営の方針と施策の概要を説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

昨年は、ロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響等により、原油価格・物価高騰が継続的に日々の暮らしへ大きな悪影響を与えましたが、一方で、令和5年5月から新型コロナウイルスの感染症が5類へと移行されたことにより、町のにぎわいが徐々に戻ってきたと感じる年でもありました。

本年は町制施行70周年を迎え、2月11日に記念式典を無事に挙行することができました。この記念すべき年に、本町の礎を築いた先人たちの英知とご尽力に改めて敬意を表するとともに、30年後に迎える町制施行100周年においても、町民の皆様が誇りを持ち、愛し続けられる町であるように、未来を見据えたまちづくりへの決意の下、この節目となる本年がさらなる飛躍と発展を遂げる年になるよう、新たな一步を踏み出してまいります。

さて、議員各位におかれましては、年度末を控え、公私ともにご多忙のところご参集いただき、ご苦労さまでございます。

本定例会には、令和7年度一般会計予算案及び5事業特別会計予算案をはじめ、補正予算案、条例制定案、条例改正案などを提案させていただいております。

それでは、令和7年度予算の概要をご説明申し上げます。

令和7年度予算につきましては、限られた財源を有効、確実に活用するため、次の3点を

柱といたしました。

まず1点目、将来を担う子供たちへの支援の推進であります。

将来を担う子供たちが経済状況や環境に左右されることなく、健やかに成長できるよう、子供たちの成長段階に応じた支援策を講じるとともに、子育て家庭や、安心して子育てできる環境の実現に取り組みます。

また、若者や子供たちがずっと住み続けられるまちづくりを推進するとともに、小学校統合など教育環境の整備と生きる力を育む教育を推進してまいります。

2点目は、安全・安心な町民生活の確保であります。

大規模な自然災害に備え、町民の安全・安心を確保する体制を整えるため、自助、共助、公助の役割分担と連携による防災・減災対策を推進してまいります。

また、それぞれの地域課題に応じたまちづくりを進めるため、創意工夫の下、地域コミュニティの再生と活性化に向けた取組を推進してまいります。

3点目は、自治体D Xの推進です。

今後ますます多様化することが予想される町の課題や町民ニーズに対応していくため、デジタル技術を徹底的に活用することが求められています。町民サービスのさらなる向上と拡充、地域経済の活性化、業務の効率化に向けて、白子町D X推進計画に基づく取組を推進してまいります。

これら3点を柱とし、国・県の動向を勘案した上で予算編成に臨み、一般会計予算案は前年度と比べ約23.6%の増。歳入歳出それぞれ63億2,400万円を計上いたしました。

それでは、主要施策の概要について、各款、各課に従いまして説明を申し上げます。

第2款総務費、総務課ですが、昨今、強盗事件や詐欺事件が多発し、公園等に防犯カメラを設置し、犯罪抑止と防犯対策、公共の安全確保を図ってまいります。

次に企画財政課ですが、自治体D Xの推進による職員の業務効率化を図るとともに、地域活性化起業人や地域おこし協力隊などの活用による各部人材を複数人登用し、町の活性化につなげてまいります。

続いて住民課、戸籍住民関係では、本年5月26日から戸籍の振り仮名記載制度の開始に加え、マイナンバーカード更新者も増加が見込まれており、引き続き正確な事務処理ときめ細やかな窓口サービスの向上に努めてまいります。

次に第3款民生費、健康福祉課ですが、福祉施策につきましては、福祉タクシー事業タクシー券発行枚数を2倍に増やし、高齢者等の交通弱者の移動手段の確保に取り組んでまいり

ます。

障害福祉サービス等につきましては、第7期白子町障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に基づき、本計画に上げた目標を実現すべく、障害福祉サービス等の適切な利用を促進してまいります。

続いて住民課ですが、子育て支援につきましては、第3期子ども・子育て支援事業計画が始まり、本計画の施策事業の実施について、国や県等関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会経済情勢の変化に対応しながら、必要な施策事業を推進してまいります。

保育所につきましては、運動能力や体力向上を目的とした運動教室、ダンス教室や学びの分野に関する英語教育、食育教育など特色ある保育事業を継続してまいります。また、施設の老朽化対策にも取り組み、良好な保育環境の確保に努めてまいります。

次に第4款衛生費、健康福祉課ですが、特定健診、各種がん検診を実施し、受診率向上と受診後の保健指導、健康相談業務を行ってまいります。また、健幸ポイント事業は、普及率が人口の25%を超え、健康増進や介護予防につながる大規模ポピュレーションアプローチとして今後も環境整備を含め、歩く健康づくりの一層の普及を図ってまいります。

さらに母子保健では、きめ細かな相談支援の充実と経済的支援を継続し、安心して子育てできる環境づくりに努めてまいります。

続いて、環境課ですが、美しいまちづくりについては、町制施行70周年を記念して、町の花でありますヒマワリの種を各世帯へ配布することを計画しております。

環境美化運動につきましては、不法投棄防止パトロールを継続し、地域環境づくりのための活動を支援してまいります。

有害鳥獣駆除につきましては、引き続き箱わなでの捕獲を強化するとともに、猟友会協力の下、春と秋に有害鳥獣駆除を実施してまいります。

次に、第5款農林水産業費、産業課ですが、農業の振興につきましては、新たな地域農業の将来の在り方を定めた地域計画を策定し、地域農業の担い手不足や耕作放棄地の拡大などの課題解決に取り組むとともに、農業次世代人材投資事業など各種事業の活用を図り、新規就農者の育成に努めてまいります。

米政策につきましては、安定した米価を維持していくため、飼料用米などの新規需要米による作付転換を推進し、経営所得安定策の実施に努めてまいります。

農業基盤整備につきましては、県営事業の湛水化防除事業、白濁北地区農村地域防災減災

事業、南白亀地区の早期完成に努めてまいります。

また、多面的機能支払交付金事業においても、近年多発する集中豪雨等から農業用施設等の湛水被害低減を図るため、田んぼダムの取組を推進するとともに、地域の共同活動や農業用排水路等の長寿命化に対し支援してまいります。

次に第6款商工費、商工観光課ですが、商工業につきましては、町内中小企業等の運転資金及び設備改善資金借入れの利子補給を実施し、経営の安定化を図るほか、町内商店等の消費促進、創業及び町内事業所等の立地に対しての引き続きの支援を図ってまいります。

また、ふるさと納税制度のさらなる推進を行い、町の特産品をPRするとともに、町内産業の活性化を図ってまいります。

観光につきましては、本町の重要な観光資源である温泉や海岸を活用した施策を実施し、誘客の強化を図ってまいります。

観光地域づくり取組につきましては、観光推進の旗振り役として、令和6年10月に一般社団法人プロモーション白子を設立し、観光庁に対して、DMOの候補法人の登録申請を行いました。白子町観光振興プランのスローガンである「誰もが“健幸”になれるまち 白子町」の実現に向け、官民一層の連携を図るとともに、DMOの運営に対して支援してまいります。

次に第7款土木費、建設課ですが、道路網の整備につきましては、千葉県が事業主体の県道茂原白子バイパスは、白子町区間5キロメートルの全ての線形が確定し、示されたところであります。千葉県への引き続き早期完成の要望を行うほか、用地取得に協力する等、事業促進についてさらに連携を強化してまいります。

町道の整備等につきましては、町道107号線の幸治西地区の800メートルの歩道整備を進めるとともに、緊急性、有効性を踏まえ、必要な整備を順次進めてまいります。

住宅施策につきましては、若者マイホーム取得奨励事業や住宅リフォーム工事、町内建築物の耐震診断や耐震改修工事に対する助成を充実し、また、空き家対策としては、空き家等実態調査に基づき、空き家等対策計画を策定し、安全・安心な住環境づくりと子育て世代の移住・定住に結びつくような施策を推進してまいります。

海岸侵食対策につきましては、九十九里浜侵食対策計画に基づき、千葉県において養浜等整備を進めているところであります。地域住民の生命財産を守るため、引き続き海岸侵食対策事業と併せて南白亀川堤防かさ上げ工事など、治水対策事業の促進につきましては県と連携を図ってまいります。

次に、第8款消防費、総務課ですが、白子町地域防災計画が前回の修正から7年を経過し

たため、関係法令の改正、上位計画の改定、自然災害の深刻化や社会情勢等の変化を踏まえ、全面的な見直しを行い、より実践的な計画を策定してまいります。

また、被災者生活再建支援システムを導入し、発災時の被害認定調査、罹災証明書の発行など、生活支援業務を円滑に進めるため整備を進めてまいります。

次に、第9款教育費、教育課ですが、GIGAスクール構想の推進により、令和2年度に小中学校へ導入した1人1台の端末の更新を進めてまいります。今後もICT教育の充実を図り、引き続き、子供たちの情報活用能力の育成と学習意欲や学力の向上に取り組んでまいります。

また、小学校の統合につきましては、保護者、学校職員、地域の代表者などで構成する小学校統合準備委員会を設置し、統合に向け必要な協議を進めてまいります。

続いて、生涯学習課は、青少年センター施設の長寿命化を図るため、屋上防水、照明のLED化、ホール空調設備の更新等の改修工事を実施します。

次に、文化財保存事業ですが、千葉県指定文化財であります白子神社の本殿が令和7年度から修復工事に着手されます。町名の由来となった白子神社は町の観光名所でもあり、未来に残すべき地域の資産となりますので、適正な保存管理が図られるよう、町としても最大限の支援を行ってまいります。

また、スポーツの振興の分野においては、令和9年度に全国高等学校総合体育大会のテニス競技が千葉市と白子町で共同開催されることに決定しましたので、大会開催に向け、取り組んでまいります。

続いて、学校給食センターでは子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、小中学生を対象とした学校給食の無償化を継続してまいります。

一般会計の財源について申し上げます。

まず、自主財源の根幹であります町税ですが、前年度に対して351万8,000円、0.3ポイント減の13億759万円を計上しました。家屋及び償却資産の課税標準額の減価により、固定資産税が減額となりますが、企業収益の増加、賃金の改善などにより、個人、法人とも町民税が増額になるほか、登録台数の増加による軽自動車税の増額や、入湯税の増加による入湯税の増額を見込んでいます。

従来の口座振替やコンピューター納付に加え、スマートフォンを活用したアプリ納付などキャッシュレス納付をさらに推進し、納税環境を整え、利便性を高めることで、徴収率の向上を目指してまいります。

地方消費税交付金は前年度より3,000万円増の2億6,000万円、地方交付税は前年度より3,500万円増の17億1,500万円を計上しました。

また、財政調整基金などから10億9,850万円を繰り入れ、財源不足に対応しました。

続きまして、特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計ですが、前年度比1.9%の16億1,809万9,000円を計上しております。引き続き国民健康保険制度の安定化を図るとともに、白子町国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき保健事業を実施し、医療費の抑制、加入者の健康増進に目指してまいります。

また、令和6年12月2日から現行の保険証が廃止されましたが、引き続き町民に不安を与えることのないよう、万全を期して対応してまいります。

次に、後期高齢者事業特別会計ですが、前年度比4.2%増の2億395万2,000円を計上しております。1人当たりの医療費は増加傾向にありますので、引き続き医療費の抑制につながる健康増進事業を実施してまいります。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業についても、関係部署と連携して高齢者の健康保持増進のため、効果的かつ効率的に実施してまいります。

次に、介護保険事業特別会計ですが、前年度比7.4%増の14億7,694万3,000円を計上しております。介護保険制度の26年目を迎え、第9期介護保険事業計画に基づき事業を展開しております。

今後、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者になり、より介護のニーズが高い85歳以上高齢者人口が増加することが予想されます。また、独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者がさらに増加することが見込まれており、介護する家庭の負担増や介護離職者の増加、介護職員の人材不足なども課題となってきました。

これらの課題に対応するため、自立支援、介護予防、重度化防止、認知症施策を推進し、地域包括ケアシステムをさらに進化させてまいります。

また、重度化防止施策の新たな取組といたしまして、要支援状態の方に運動機能の向上、低栄養状態の改善、口腔機能の改善等の支援プログラムを提供する短期集中型通所サービスCを提供してまいります。

次に、コミュニティ・プラント事業特別会計ですが、前年度比7.6%増の1億1,996万円を計上しております。健全な経営体制の確立に向け、料金改定を踏まえ、引き続き検討してまいります。

次に、ガス事業特別会計についてですが、安全・安心を最優先に、安定的な都市ガスの供給を維持し、町民の快適な暮らしと地域社会の発展に努めてまいります。

営業面では、近年減少傾向にあるガス販売量の拡大を目指し、天然ガスの環境優位性を生かした取組を強化してまいります。

保全面では、管路施設における空洞化現象にも注視しながら、経年管の入替えを進めるとともに、自然災害に対応できる強靱な都市ガス供給システムの構築と安全対策に努めてまいります。

以上、令和7年度予算案を基に主要施策の概要を申し上げます。

各議案の詳細につきましては、提案の際、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

前例踏襲に陥ることなく、希望を持って積極果敢にチャレンジすることで、次世代に向けた基礎をつくり、町民の皆様と共に希望のたすきをつなぎながら、全ての町民の皆様が安全で安心して暮らせる笑顔あふれるまちの実現に向けて、全力で挑戦してまいります。

本町の輝かしい未来を切り開くために英知を結集し、本町に関わる全ての人の手でまちづくりを進めるため、私は、町民の皆様と意思を一つにこの挑戦の先頭に立ってまいります。

以上、議員各位並びに町民の皆様の町政に対する一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） これで町長の施政方針を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は10時40分といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） ただいま介護保険事業特別会計で、前年度比7.4%増の14億7,694万3,000円を計上したということで申し上げますが、14億7,783万1,000円でした。訂正をお

願いたいと思います。申し訳ございませんでした。

◎一般質問

○議長（梅澤哲夫君） 日程第6、一般質問を行います。

順次質問を許します。

◇ 宗 島 理 仁 君

○議長（梅澤哲夫君） 通告順により、9番宗島理仁君。

9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） 皆さんおはようございます。通告順に従いまして一般質問を行います。

初めに、白子町町制70周年記念事業について伺います。

1955年2月11日に白潟町、関村、南白亀村が合併し、白子町が誕生しました。そして2025年2月11日で70周年を迎え、同日青少年センターで行われた町制施行70周年記念式典では、町民をはじめとした国会議員ら約230人が町の節目を祝いました。

先ほどの町長の施政方針にもありましたが、この大きな節目が町に関わる全ての人々にとってこれまでの歩みを振り返り、先人たちの業績に感謝をするとともに町の未来について考え、行動につなげていく大事な機会となるべきです。

また、100年先を見据えた新たなステージへの幕開けになるよう、町民一人一人が自分らしく活躍でき、人々が互いにつながり連携し合うことで、白子町が人々から選ばれ、愛される活力のある豊かなまちであり続けることができるかと思います。先人たちが歴史の中で築き上げてきた財産を生かし、白子町に関わる全ての人と共に未来のまちづくりに向け、これからも歩みを進め続けなければなりません。

そのような中で、70周年をきっかけとした様々な記念事業が実施されたかと思います。この事業を通し、白子町の魅力を改めて発見し、町がさらに個性と魅力あふれるまちへと変化していくかと思っていますが、各成果や結果はどのようなものだったのか伺います。

また、来年度以降継続していく事業はあるのか伺います。

2 点目といたしまして、空き家対策について伺っていきます。

近年の人口減少に連動したにぎわいの創出とともに、身近にシャッターで閉ざされた家や手入れがされていない空き家が目立つようになってきました。適切に管理されず放置された空き家は損傷しやすく、建物の倒壊やごみの散乱、外壁の破損、汚れが放置されるなど、衛生上や景観上の問題をもたらすおそれがあります。さらに腐敗したごみの放置による悪臭の発生や不法侵入者の出入りによる周辺地域の治安の悪化につながるほか、立木の枝のはみ出しにより周囲の建物を傷つけるなど、近隣住民の生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

2023年10月1日現在における全国の空き家数は900万戸であり、空き家率は13.8%となっています。2043年には空き家数は1,861万戸で空き家率は25.3%に達するという予測もあります。このように全国的に見ても、空き家への対応は人口減少が加速する我が町にとっても避けて通れない極めて重要な課題になっています。

このような中で、町では空家等の適正管理に関する条例に基づき、補助事業を活用して空き家実態調査を行っているとのことでしたが、現在までにどのような手法や方法を用いて調査したのか、そして実態はどのようなものなのか伺います。

また、既に危険な状態にある空き家が指定の対象となる特定空家だけでなく、今の状態のまま放置すれば特定空家になる可能性のある空き家に対しても、適正な管理を促す措置として管理不全空家という区分に該当する空き家はどの程度存在しているのか伺います。

3 点目として、民間会社と空き家の利活用について協定を結んでいるとしていますが、実際に空き家実態調査の効率化及び精度向上を目指しつつ、収集した情報をどのように精査、管理し利用していくのか伺えればと思います。

2024年4月から相続登記の義務化となり、空家対策特別措置法の改正と併せて、相続によって受け継がれた不動産の所有者の特定が空き家問題の解決に向けた重要な取組になるかと思っています。民間会社との連携は町内の空き家の流通促進が期待され、複雑な所有関係や残置物の処理のため売却が難しい不動産について、民間事業者の専門知識やノウハウを生かした早期の課題解決と活用につながるかと思いますが、具体的にはどのような活用を目指しているのか伺います。

以上、2 項目 3 点について伺います。明確な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 宗島議員のご質問にお答えします。

まず1点目、70周年記念事業についてでございます。

白子町町制施行70周年を記念して、町民の皆様と共に歩んできた歴史を振り返るとともに、地域の魅力を再認識し、次世代へつなぐ機会として様々な記念事業を実施しました。

主な成果としまして、ハゼ釣り大会は町内のみならず、町外、県外から多くの方が参加していただき、大変盛況でありました。また、モルック体験会や体力テスト大会は多くの町民の皆様に参加いただき、町の一体感の醸成が図られたと思っております。また、町の歴史や文化を伝える町勢要覧の発行や商店PR事業やイベント補助金事業は、地域経済の活性化にも一定の効果があったものと考えております。

来年度以降については、70周年記念事業を通じて得られた知見や成果を生かしながら、特に町の魅力発信や地域交流の促進につながる事業については継続的な実施を検討してまいります。

次に、空き家対策についてでございます。

今年度実施しております空き家等実態調査につきましては、上水道の閉栓状況をベースとした町の固定資産の課税情報や建物の登記情報、また建物確認概要書などを確認する机上調査では836件が空き家候補として報告され、その後、机上調査を基に現地調査を実施した結果、332件が空き家候補として確認できました。

また、そのうち適切な管理が行われていない管理不全空き家候補は65件、倒壊等保全上危険となるおそれのある特定空き家候補は25件となる見込みであります。

続きまして、空き家対策についての民間会社と空き家の利活用について協定を結んでいるが、来年どのような利活用を行うかということでございますが、空き家対策の一環として、本町は2社の民間会社と官民連携協定を締結しております。協定を締結した2社は空き家の管理や利活用に関する専門的な知見を有しており、空き家問題に対する新たなアプローチを可能にすると考えております。

さらに、空き家の流通促進を図るため、空き家実態調査の結果を踏まえた上で所有者の承諾を得た空き家の所有者情報を民間事業者に提供し、空き家の利活用及び適正管理が図れるよう取り組んでまいります。

空き家問題は本町が抱えている大きな課題ですが、移住者などの受皿となり得る貴重な資源でもあります。そのために有効活用策を今後も模索してまいります。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 9 番宗島理仁君。

○9 番（宗島理仁君） 答弁ありがとうございました。再質問をしていきたいと思います。

まず、70周年記念事業についてなんですけれども、この一般質問を通告して改めて思うことは、町制施行70周年記念事業等を通じて、町民をはじめ地域、学校、民間企業など、町で活動する様々な主体がこれまでに築いてきた歴史を振り返り、これから築いていく未来を見詰めることで、ふるさとへの誇りと愛着が醸成される貴重な機会になるべきかと思いました。

だからこそ新しい事業に取り組むことも大事ですが、これまで歩んできた白子町の足跡も見詰め直し、再脚光を浴びる機会も設けなければならないかと思っています。その一つが町のシンボルキャラクターであるげんき君です。

白子町40周年の記念事業として一般公募し、げんき君が選ばれました。体は太陽と情熱の赤、髪の毛は九十九里浜の大波を表し、足の緑と黄色はクロマツとヒマワリを表現しています。このげんき君が30歳の節目の年であること、一般質問の打合せの際には小谷村の観光PRキャラたりたりくんとのコラボもあると聞いています。

そもそも町制40周年を記念して、長野県小谷村と姉妹都市として締結し、30周年であること。これまでの歩みを忘れることなく次の世代につなげていくことも大事かと思いますが、このような足跡に再脚光を当てるような取組を考えているのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、小谷村との姉妹都市30周年を記念しまして、白子町のげんき君と、それから小谷村のたりたりくんのコラボしたロゴを作成いたしました。このロゴを載せたクリアファイルを作成しまして小中学生に配布しようというふうに考えております。

それから40周年記念のときに、当時の小中学生にアンケートを取って町道の命名をしました。亀っこの道、それから白子青春街道、それからほほえみ通りという通りを命名しまして標識を作成しましたが、これが今大分剥げ進んでしまっていましたので、今回この標識をさらに新たに整備しまして、先ほど宗島議員が申しましたとおり、ふるさとの誇り、それから愛着を持っていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 9 番宗島理仁君。

○9 番（宗島理仁君） ぜひともそういうように、町が築き上げてきた足跡を見詰め直して更

新をしていくことをお願いしたいと思います。

通りの名前もつけたとき、僕ちょうど小学生で名前がついたんだとすごく強烈に覚えているんですけども、今自分の娘たち、子供たちにそれを伝えられているかという、やっぱり子供に伝え切れてないので、何か機会があればこういうときにつけたんだよという、脚光を浴びさせるような取組をどんどんやってもらえればと思います。

もう一つ、先ほど答弁の中でハゼ釣り大会の話が出ました。町外、県外からも来て大盛況だったということですが、総勢3歳から82歳の幅広い年代が66名が参加されたと聞いています。まさに目的とされているハゼ釣りを通して白子町の誇る美しい海岸線や豊かな南白亀川の恵みを象徴するイベントとなり、老若男女問わず家族や友人との絆が深まったイベントになったかと思います。また、株式会社千葉薬品さんが後援となり、大会の補助から商品の提供をしてくださったと聞いています。このようなイベントを続けていくべきだと思います。

今回は白子町町制施行70周年に伴う記念事業等実行委員会が主催していましたが、今後誰が継続していくための議論をしていくのか、そして来年度中に結論を出せる体制になっているのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） 再質問にお答えいたします。

先ほどの町長の答弁にありましてとおり、来年度以降についてはこの記念事業を通して知見や成果を生かしながら継続を検討していくということでございますので、我々としても今後、今回実施した事業を同じように実施するのではなくて、やはり今後10年ぐらいは継続してできるような事業としてやればなというふうに思っていますので、今後体制も含めて結論を出せるように検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） ぜひとも持続可能なイベントになるように検討してもらえればと思います。

空き家対策に移っていきたいと思います。

2015年に施行された空き家対策特別措置法によって、自治体は老朽化により危険な状態の空き家や、周囲へ衛生的な悪影響を及ぼす状態の空き家などを特定空き家に指定できるようにな

りました。そして助言、指導、勧告、命令と段階的に空き家所有者へ改善を促していきます。

その際、助言や指導といった比較的早い段階で改善が行われず、勧告を受けると住宅用地特例の解除となり、固定資産税が増額し、その後の命令に応じなかった場合は50万円以下の過料という罰則が科されています。

ただし、私有財産である空き家等への措置については慎重な手続が求められ、とりわけ命令、代執行の実施には所有者等からの意見聴取や文書による戒告など、多くの行政手続を踏まなければなりません。また、勧告対象となった空き家については固定資産税の住宅用地特例が解除されることになっていることから、役場内でも各課同士の横の連携も必要になってくるかと思います。

管理不全空家についても町が指導、勧告を講ずることができるとしていますが、実際にどのように基準を設けていくのか、そしてこの横の連携ができる体制が整えられるのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今後の空き家対策の進め方といたしましては、令和7年度に本年度の空き家調査の結果を基に、空家等対策協議会に諮りながら空き家等対策計画を策定する予定でございます。その中で管理不全空家、特定空家等の判断基準を設定いたしまして、当該物件に対して立入調査を実施しながら認定するという形になろうかと思えます。

また、判断基準につきましては、国土交通省及び千葉県が作成するガイドラインですね、千葉県特定空家等判断のための手引きというものがございますので、そちらを参考に策定する予定でございます。

また、庁内連携のご質問に関しましては、現在建設課が空き家対策の窓口となっておりますけれども、これまでも空き家対策につきましては、空き家に関係する各課等の課長で組織する空き家対策関係課長会議というものが存在しておりまして、それを行いながら進めてまいりました。現在策定準備中の空家等対策計画の中にも庁内の連絡体制について明記する予定ですので、ご質問の中にもありましたとおり様々な複雑な行政手続がございますので、今後も庁内全体で横断的に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） ぜひとも先ほど答弁の中にもありました管理不全空家候補が65件、特

定空家候補が25件と数も多いですので、全庁体制で進めていってもらえればと思います。

もう1点、空き家の対策、活用、流通について伺っていましたが、もう一つ、発生抑制も重要になるかと思います。

空き家になる前から所有物件の活用や処分について広く相談できる窓口を整え、放置しないよう意識啓発につなげる取組をする。また、空き家になってからも健全な状態が維持されるよう、建物の維持管理に対する経済的、人的支援も必要になるかと思います。

また、空き家が放置されないよう解体費の補助等を行っている自治体もあります。補助額は1件当たりの費用の3分の1、かつ20万円から30万円を上限とされる場合が多く見受けられます。このような取組も我が町で取り入れるべきかと思いますが、見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、基本的には管理不全空家、特定空家となる前段での対処が非常に重要になると考えております。利活用も視野に含めた調査等も行っておりますので、先ほども申し上げましたとおり関係する課と協力しながら、そのような体制も図ってまいりたいと思います。

また、管理不全空家や特定空家になりますと、周辺の住環境に著しく悪影響を及ぼすというふうに考えておりますので、早急に対応、除却することが求められますけれども、所有者の金銭的な事情で対応できない場合、そういうものも多々あるかと思われます。

その一方で、空家等対策特別措置法の第5条では、所有者等の空き家の管理責任についても明記されてございます。一義的には所有者が自らの責任によつて的確に対応することが前提となっておりますので、まずはそちらのほうを促すということが大事かと思います。

町として地域の住環境を保全する役割もございますので、空家等対策特別措置法の基本的な考え方とバランスを見ながら、相談窓口の設置や解体費用の補助についても今後は慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） ありがとうございます。

最後に全体の要望をして終わりたいと思います。

70周年記念事業は、せっかくこの記念式典をやったんですけれども、そこから先の着地も大事だと思っています。ぜひとも今まで歩んできた足跡を振り返りながら、再脚光を浴びさ

せる取組を、そしてまたハゼ釣り等やいろんな事業も10年続くような持続可能な施策にしてもらえればと思います。

そして、空き家対策は本当に全庁体制で各課横断的に取り組んでもらって、その空き家が移住者の受皿になるような施策になっていくよう要望して終わりたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、9番宗島理仁君の一般質問を終結いたします。

◇ 大多和 正之 君

○議長（梅澤哲夫君） 引き続き、12番大多和正之君の一般質問を許します。

12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、通告順に従い、2点3項目一般質問を行います。

まず、1点目のインフラの老朽化対策について伺います。

高度経済成長期に集中的に整備された社会インフラは、今後急速に老朽化が懸念されており、老朽化するインフラを戦略的に維持、管理、更新することが求められ、白子町でも白子町公共施設総合管理計画が令和4年3月に改定されたところであります。各地で老朽化インフラに伴う事故が多発しており、ニュースでの映像には大きな衝撃を受けたところであります。

白子町では、ガス事業は経営戦略を、コミプラ事業では白子町公共施設個別施設計画により対応しているものと思われ、加えて農業生産基盤の整備と利用管理から、漏水や吸い出しによる陥没などへの影響がある農業用排水路では白子町第5次総合計画実施計画における対策状況について伺います。

続きまして、移住定住対策について伺います。

白子町総合管理計画では、白子町の人口は平成7年の1万3,238人をピークに減少しています。今後、人口受入れや移住定住施策の促進を図るとともに、人口減少に歯止めをかけると計画されています。また、受入れと同時に転出防止を講じることが必要と思うので、リフォーム補助、若者住宅及び移住定住促進の将来を見据えた考え方について2項目質問いたします。

リフォーム補助、若者住宅補助金について。

移住定住策としてリフォーム補助金交付事業、若者マイホーム奨励取得事業がございます

が、近年の物価高、建築費の高騰で若い世代の方々が白子町にマイホームを建設する際に、現状は転入者10万円、町内業者10万円、基準日において年齢が18歳未満の子供がいるとき1人当たり10万円となっていますが、令和7年度の考え方を回答願います。

次に、移住定住促進の将来を見据えた考え方について伺います。

白子町では、移住定住対策として共有地を若者の住宅地として造成し、販売を行ってきましたが、今後、南白亀保育所は跡地を同様の用地として活用する考えがあるようですが、昨年12月の酒井議員の一般質問で、睦沢町、多古町、横芝光町で取り組まれているPFI住宅を行うとの答弁がありましたが、施政方針では安全・安心な住環境づくりと子育て世代の移住定住に結びつくよう推進してまいりますとのことですが、今後の白子町の考え方を伺います。

以上、2点3項目よろしく願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 大多和議員のご質問にお答えします。

まず、インフラの老朽化対策についてでございます。

インフラの老朽化対策につきましては、まず、3大インフラの一つでありますガス事業では、現在埋設が禁止されている白ガス管約19キロを耐食性、耐震性に優れた災害対策として有効なポリエチレン管に入替え工事を計画し、令和6年度末で14.1キロメートルの入替えを完了しました。

また、ガス管理設後4年に1回以上検査を要するため、町内を3地区に分けて毎年度埋設管の漏えい検査を実施しております。直近3か年実績では、検査により判明した2か所の緊急工事を実施し、供給段階における事故防止と安定供給に努めてまいりました。

次に、コミュニティ・プラントでございますが、3か所のクリーンセンターとともに25年以上経過し、施設内部の主要機器更新については多額の費用も必要になることから、令和7年度に長寿命化計画を策定し、国庫補助事業の導入を見据えながら老朽化施設の計画的な整備に取り組みます。

また、排水路の維持管理は、3つの水利組合により所有し管理を行っておりますが、生活基盤の安心確保の上で極めて重要なものであります。平常時だけでなく、非常時、特に大雨等に対する地域防災の機能上でも重要な役割を担っております。白子町第5次総合計画実施計画における農業生産基盤の整備と利用管理の施策により、各維持管理組合と協議の上、農

業用排水路の保安全管理に向けた計画的な助成を行っております。また、県営湛水防止事業等による排水機能強化対策に取り組んでおります。

今申し上げたものは、全て町民生活に欠かせない社会インフラであり、昨今報道されている老朽化インフラに伴う事故は記憶に新しいところであります。こうしたことが起こり得ぬような継続的なモニタリングの実施により、適正な維持管理と事故防止対策に努めてまいります。

次に、移住定住対策についてでございます。

住宅リフォーム補助金交付事業・若者マイホーム取得奨励金交付事業につきましては、町民の生活向上、移住定住促進及び地域経済の活性化を図ることを目的に、改修費用の助成や奨励金の交付を行っているところですが、移住定住対策のさらなる推進を図るため、若者マイホーム取得奨励事業については、補助金金額を拡充してまいります。

次に、移住定住促進の将来を見据えた考え方についてということでございます。

白子町における移住定住促進は、地域の持続可能な発展を実現するために非常に重要な課題であります。そのため、将来を見据えた施策を通じて人口の増加を図るため、子育てしやすいと思える環境づくりや人の流れを生み出すような施策、次世代に向けたハード、ソフトのインフラの構築など様々な施策を着実に進めていくことで、移住者の増加、それと並行して転出者の抑制を図り、白子町がより魅力的な地域となり、多くの人々に選ばれるまちとなるよう目指してまいります。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、再質問いたします。

まず、インフラの老朽化対策について伺います。

まず、ガス事業においては、独立採算制で、コロナ禍を経由し悪化した経営改善に向けた努力は評価します。が、老朽化対策に計画の遅れが生じており、今後の対応を検討願いたいと思います。

また、コミュニティ・プラント事業においては、事後保全から予防保全に対応した長寿命化計画を策定する予定とのことですが、施設の診断結果の把握に令和5年度から組織された運営委員会によってまとまった方針と思われます。令和3年3月策定の白子町公共施設計画によると、劣化状況を確認し改修時期などを計画するとあり、診断結果に4年も要した理由や、専門家からアドバイスをいただいた内容をお聞かせください。

農業用排水路においては、以前に空洞化により道路が陥没した箇所があり、白子町第5次総合計画において、令和5年度の評価がA評価とされていますが、その根拠をそれぞれ伺います。

○議長（梅澤哲夫君） ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 大多和議員のご質問にお答えいたします。

ガス事業では、コロナ禍により経済活動が停滞した影響から経営環境にも変化が生じ、経営状況が悪化したため、令和5年度にガス料金の値上げ改定により経営改善を図り、経営基盤の強化に努めているところでございます。

また、ガス事業における老朽化設備の対策に向けては、令和3年3月に策定した経営戦略と毎年公表しております供給計画により、主に経年管入替え事業として取り組んでまいりましたが、コロナ禍での経営原資の減少に伴い建設改良事業の進捗が遅れており、経営戦略及び供給計画における建設投資事業の見直しを進めているところでございます。

なお、経営戦略においては、要対策管とした老朽管の残り4.9キロにつきましても、計画年度内での事業費の平準化とともに経営基盤の強化を図りながら、令和7年度に改定を予定している経営戦略に反映させ、持続可能なガス事業を引き続き目指してまいります。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 環境課長、金坂潤一君。

○環境課長（金坂潤一君） それでは、コミュニティ・プラント事業に関するご質問にお答えいたします。

まず、計画の部分において、2つの計画が質問と答弁の中であったと思います。

まず、公共施設個別施設計画は、いわゆる建屋の部分の更新が主となる計画になります。この計画では、B評価ということで、近々の修理といえますか、そういった緊急性はないという判断でございました。

一方で、長寿命化計画につきましては、水処理の根幹であります主要機器の更新を見据えたものでありまして、近年では機器の老朽化が目立ちまして、早急な修繕計画が必要になったという経緯がございます。

また、特別会計へ移行したことにより、料金の問題等も喫緊の課題となりました。運営委員会を立ち上げまして、議論すべき優先順位を選択したということでもあります。

またアドバイザーのこともございましたけれども、今年に入りまして、総務省からの派遣事業であります経営アドバイザーの方に、計画や料金等を総合的に診断していただきました。

その結果なんですけれども、施設も機器も計画上20年は継続すべきであるかという判断ではありません。

しかしながら、今後人口減少が進む中で、白子町の50年、100年を見据えた場合、いわゆる経営の見直しも考えるべきではないかと。その中にコスト面等を考えれば、合併浄化槽への転換も一つの選択肢であるんじゃないでしょうかというような意見もいただきました。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 産業課長補佐、田邊幸男君。

○産業課長補佐（田邊幸男君） だいまの排水路に関する質問についてお答えいたします。

排水機場施設等の維持管理費につきましては、農地所有者への賦課金と町補助金で賄われております。町といたしましては、地域基盤を支える施設として捉え、排水路及び排水機場につきましては50%補助しているとともに、湛水防除事業等を積極的に導入し、排水機能強化対策に取り組んでおります。

なお、白子町第5次総合計画実施計画の農業生産基盤整備の利用管理において、令和5年度の評価をAとした根拠といたしまして、排水路整備において、農業水利等長寿命化・防災減災事業として、水利組合から要望のあった箇所について決算額ベースで280万8,000円を支出し、補助したところであります。

町として引き続き、生活基盤としての重要性について住民の認識を高め、地域ごとの保全活動体制づくりを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、再々質問いたします。

まず、インフラの老朽化対策ですが、コミ・プラ事業は、一般会計から特別会計へ移行し、事業内容は透明化しました。が、令和3年3月策定の白子町公共施設個別計画では、今後の方向性は長寿命化を目指すとあります。また、先ほどアドバイザーの方から、浄化槽にも対応するなどの発言がありましたが、当然、将来的なコミ・プラ利用人数の変動や使用料収入など、投資・財政計画を踏まえた結果であると思うんです、アドバイザーのお話は。

それを踏まえ、10年、20年は維持していくというようなお話ですが、その先30年や、白子町が100年を迎える頃のコミ・プラの事業を町長は今の時点でどう考えるか、町長の考えを伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 先般、アドバイザーの方に来て、いろいろお話も私も伺いまして、やはり当然、そういう形で、どちらかという合併浄化槽方式にしたほうが安上がりだろうという、そういう結論的なものは出ております。

ですから、今のものを廃止ってすぐ廃止はできないにしても、行く行くは合併浄化槽で済むような形で私は持っていくべきじゃないかというふうな、そういう考えではおります。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 今の町長の話で理解できましたが、やっぱり私も前々から何回も言っているように、そう思っていたんです。だから、ぜひとも町長も5月に任期が来て、また改選を迎えるんで、その辺もよく訴えて、将来に向けてのまちづくりをまた行っていただきたいと思います。

次に、リフォーム補助について伺います。若者マイホーム取得奨励事業については、補助金を拡充してもらえとのことなので了解しました。

それでは、リフォーム事業について伺います。住宅リフォーム事業の要件として、工事は1住宅につき1回限りとなっていますが、町民の生活環境の向上及び定住促進につなげるために、回数の制限を撤廃し、前回の工事から10年以上経過している場合は、再度利用することが可能にするなどの要件の緩和のお考えがあるか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご質問にありましたとおり、住宅リフォーム事業につきましては、一つの住宅に対して1回限りとなっております。今後、さらに定住対策を進めていく上では、長く町内に住んでいただくことが非常に大事だと考えております。

屋根や外壁工事など、お風呂やキッチンなどの水回り工事への更新時期が違うこともいろいろ考えられますので、その時々ライフスタイルに合わせた改修工事ができますよう、お話のありましたとおり、10年経過していれば再度利用できるなど、要件の緩和につきまして、今後検討をしまいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、リフォーム補助について再々質問いたします。

近年では、住宅資材、建築費などが高騰しており、住宅リフォームに関わる費用も高額となっています。要件の緩和に併せて、上限が20万円となっている補助金を今後増額する、ま

た人口が減少している白子町では、移住定住対策は急務であります。一人でも多くの方が白子町に住んでもらえるよう、様々な施策を検討する移住定住対策を推進する考えがあるか、町長の考えを伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 人口減少が私は白子町にとっての最大の大きなテーマだというふうに私自身は思っています。ですから、移住定住政策は徹底的にやるつもりであります。

といいますのは、私もいろいろ各町村に視察に行きまして、その中で賃貸住宅、こういうものも絶対必要なわけです。そういう面で、また今それを計画したり、いろいろしようというところで進めております。

白子町の場合、例えば、住もうとしてもなかなか、例えば白子町に住んでいて、たまたま息子さんが結婚した場合、また、本当は白子町に住みたいんだけど、大網とか茂原に出ていっちゃうとか、そういう方が非常に多いわけです。それだけやはり住宅がないということも事実なわけです。

ですから、そういう面でも賃貸住宅も当然やらなきゃいけないし、ですから、今陸沢でやっている住宅ありますね、例えば25年以上借りていてもらえれば、その人に全部あげますよという、そういう住宅、そういうものも含めて、これをいずれにしても人口対策するためには箱がなければ絶対人口は増えませんから、その辺はもう間違いなくやらなきゃいけない。

それと、人口を増やすためのインフラはどういうふうな形のものをやるかというのは、やはり子育てとかそういう、いわゆる住んで、そこに住むことによってメリットのあるような、そういう施策が必要なわけで、ですから、この移住定住施策、人口増加対策というのは、数十にわたる、20や30、そういう項目があるように思っています。ですから、今一生懸命やっております子育て支援とかそういうものも、最初のインフラをつくるための施策だというふうに私は思っておりますんでね。

それと、箱をちゃんと造るということ、そういう住宅地をつくるということ、それにはやはり一番いいのは、白子版コンパクトシティという形で、中学校の周りをいろいろ考えておるわけなんですけれども、この辺を中心に移住定住をどういうふうにするかということが一番大事だというふうに思っておりますんで、いずれしても移住定住に対しては最大限頑張らないと、正直言いまして白子町が沈没しちゃうんじゃないかというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、移住定住促進の将来を見据えた考え方について再質問いたします。

移住定住対策は、まずは住宅地を整備することが一番だと考えますが、答弁の中でもハード、ソフトのインフラ整備と移住者の転出抑制との答弁をいただきましたが、転入率を見ると、1996年に4.34%、2009年に3%、2019年に2.55%と年々転入率が低下していますが、多くの人々に選ばれる町になるような施策が必要だと思うが、今後の考え方を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

大多和議員がおっしゃるとおり、転入率の低下を対応するためには、住みやすい環境を整えたり、それから、地域の魅力を高めたりと、様々な施策が必要ということは思っております。

実際に新年度につきましては、70周年記念事業で今製作中の「温泉むすめ」、これを活用して観光PR、それから、グッズを製作して新たなターゲット層となる関係人口を呼び込みたいというふうに考えております。

それから、移住者に対する支援として、前に町長から答弁ありましたけれども、若者マイホームの取得奨励事業の補助金の拡充、それから、これは地方創生の事業の活用をしてございますけれども、一定の条件を満たす必要がありますけれども、東京23区等から白子町に移住する方、それから就業する方、それから起業する方等に対して、移住支援金を支給するという事業を展開してまいりたいというふうに考えております。

それから、学童クラブの利用料について、保護者の経済的負担の軽減を図るための放課後児童健全育成事業、それから妊婦のための支援給付事業に取り組み、子育て世帯をターゲットとした新制度を強化して、若者世代を安心して子育てできる環境を整えるといったことを進めていきたいというふうに考えています。

これ以外にも多様な施策を必要だというふうには思いますけれども、全庁挙げてこの辺を取り組み、白子町の魅力を高めて、選ばれる町としていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 移住定住施策、将来を見据えた考え方について、様々な政策でぜひとも移住者を増やしていただければと思います。

その中で、私が先日、白子町に家族でUターンした方や大学生のお母さん方とお話する機会があり、意見交換しました。その中で、都内に通勤・通学をしていて、学生にはバス定期補助があるが、社会人や車で通学している学生には補助がない状況なので、今後、通勤・通学などの補助を行うような考えがあるか、町長の考えを伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 通勤・通学になりますと、本来的には自己負担というか会社負担とかそういう形がほとんどだと思うんですけども、今後、そういう形で白子町に住むから通勤に非常に、通勤費を負担してくれるという形で白子町に移住させるという方法も一つの方法だと思いますから、一つの検討材料にはなると思います。でも、今すぐそれがやりますということはちょっと申し上げられません。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） よろしくお願ひします。それは定期を補助しろというわけじゃないんです。例えば、白子町は駅がないので、例えば駐車場の一部を補助するとか、そういうような考えで今後検討していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、12番大多和正之君の一般質問を終結いたします。

◇ 高 山 隆 一 君

○議長（梅澤哲夫君） 続いて4番高山隆一君の一般質問を許します。

4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） では、通告順に従い一般質問をします。

歩道の新設について1点伺います。

町内では歩道整備が進められておりますが、現状と今後の整備について伺います。よろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、高山議員のご質問にお答えします。

町の歩道整備計画につきましては、1級、2級道路等の主要道路及び学校周辺を主に整備を進めてまいりました。歩道設置には大きな予算が必要となりますので、国の交付金、社会

資本整備総合交付金や起債を活用するなど財源を確保しながら、順次歩道整備を進めております。

現在、白潟地区の町道107号線の歩道整備を進めております。その後は、関地区の町道108号線の歩道整備を計画しております。今後は、各路線の利用状況の変化やニーズ、また白子バイパスの開通に伴う必要となる路線については整備を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） それでは、再質問をさせていただきます。

具体的に今、108号という道の線が出ておりましたが、これを具体的にどこの通りかというのを、町民が分かりやすいような説明が欲しいのかなというところですよ。

それと、役場から白子神社までの間における歩道整備、これに関する予定はありますか、これについて伺います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、町道108号線につきましては、以前にも議会のほうでご質問がありましたとおり、産直のひまわりの前を通る南北の路線になります。町道101号線、茂原から中里海岸まで結ぶ道路につきましては、道路と長生村の間までは整備が進んでおりますので、そこをさらに継続して延ばすということで計画しております。108号線については分かりやすくといいますと、ひまわりの前の通りというふうになります。

それとあと、もう一つの、役場から白子神社までの歩道整備の予定はあるかということでございますけれども、ただいまご質問ありましたとおり、そこはちょうど105号線ということになります。役場から白子神社までの道路につきましては、白子町以外のところの道路の整備が進みまして、近年、交通量が非常に増加していることは町としても承知しております。先ほど町長の答弁にありましたとおり、町道の整備には多額の費用と時間を要するため、町道105号線におきましては、現在できる範囲での安全対策を講じてございます。

今後、さらに関係機関と協議をしながら、地域の方々の安全性の向上が図れるよう対策を講じながら、整備についても検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 4番高山隆一君。

○4 番（高山隆一君） どうもありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、4 番高山隆一君の一般質問を終結いたします。

ここで、昼食のため休憩いたします。

再開は13時といたします。

休憩 午前 1 1 時 3 9 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大多和 秀 一 君

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君の一般質問を許します。

13番大多和秀一君。

○13 番（大多和秀一君） それでは、通告順に従って2 項目 4 点質問をいたします。

1 項目めとして、白子町で展開されている農業形態の中から水田農業について伺いますが、現在、町には約800ヘクタールの耕地面積があり比較的遊休農地も少なく、水稻は基幹産業の一つとしてその役割を果たしています。

しかしながら、経営体としての維持、継続となると多くの課題があり、耕作者の減少、担い手への集積が加速しているのも現状です。また、昭和40年代に実施された基盤整備は時を経て施設の老朽化も進み、再整備を望む声も多く聞かれます。瑞穂の国とうたわれる我が日本、食料の安全確保を担う農業の重要性を思うと将来にわたって持続していける施策の取組は必須であり、国を挙げての事業展開をすべきだと強く思っています。

このような観点から、1 点目として現在策定中である地域計画について伺いますが、人・農地プランから地域計画への移行、10年後を設定年とし、方針から計画づくりへとより未来を確かなものにするために、我が町でも地域ごとに説明会を開き策定を進めてきています。3 月末までを期間としていますが、現在の状況と問題点についてどう分析をし、計画達成の

ための流れについて伺います。

2点目として、令和6年6月に施行された食料・農業・農村基本法改正法は25年ぶりの大幅な改正となりました。この改正の裏には、予想を超える我が国の農業情勢の変化をはじめ世界的な環境の変化、食料安全保障などがあるとされています。現在起こっている米の供給不足に伴う消費者米価の高騰などは、この変化による影響が大きいと言われています。

日本農業政策の憲法とも言われる農業基本法、時代の変化を踏まえて取り組まれた戦略は必ずしも順風とは言えず、幾多の混乱を招き、担い手の減少をはじめ多くの課題を抱えての改正となりました。この改正ポイントは6項目と多岐にわたりますが、これを見渡したときどのような施策が町として取り組めるのか伺います。あわせて、この法にも盛り込まれている農業用インフラの保全、管理の観点から、現在行われている南白亀排水機場の改修工事の進捗状況と今後の見通しについて伺います。

2項目めとして、小学校の再編についてですが1年前の定例会において賛否が分かれた設計業務委託料のことを思い出しますが、これ以降、令和10年度統合小学校開校に向けて準備がされてきたと思います。2月25日に開催された全員協議会で、これまでの経過及びパブリックコメントの実施結果について報告がありましたが、住民説明会での意見、議会からの提言書などについて教育委員会としてどのような検討がされたか説明がありませんでした。

1点目として、現在の進捗状況を伺い、2点目として、多くの提言を受けてこれからどのような流れで小学校の統合準備がされていくのか、予算編成されている小学校統合準備事業の内容も含めて伺います。

以上2項目4点質問いたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 農業のほうについては私から、それから学校の統合に関しては教育長から答弁させていただきます。

まず1点目、現在策定中である地域計画を通して現状の白子町の水田農業をどう把握し、今後振興施策をどのように進めていくかということに関しましてですが、地域計画についてですが、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等が改正され、これまで人・農地プランの取組として行ってきた地域の将来プランが地域計画として法律に基づく市町村計画に位置づけられたところであります。

本町では、これまで町内を13地区に分けて取組を進め、地域の人・農地の現状等について

地域との話し合いを通じて中心経営体への農地集積に関する方針や集積目標等について、令和7年3月末までに策定に向け進めております。地域計画では、農地の集約を通して生産面積の拡大を図ることにより、農業者にとりましては生産性の高い農業経営に、地域にとりましては持続的な地域づくりにつながるよう取り組む必要があります。

現状と課題としまして、まず地域の中心経営体である担い手の不足が挙げられます。高齢化、生産資材をはじめとする物価の高騰、農家を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。このような中で、意欲を失わず積極的に地域の担い手として今後の地域の農業を担っていく方々の支援の強化を図るとともに、担い手へのさらなる農地への集積、集約のためスマート農業、農業用ドローンなどの先進技術の導入へ、支援策や持続可能な支援を行っていく必要があると考えております。

次に、改正食料・農業・農村基本法を踏まえての話でございますが、国では食料・農業・農村基本法の改正により食料安全保障の観点から、自給率の高い作物の国内生産の拡大や輸出を通じた需要開拓、合理的な農産物価格の形成等が進められているところであります。安心・安全な食料を安定的に供給することが極めて重要と考えており、今後、生産性と持続性を両立した力強い農業の実現に積極的に取り組む必要があると考えています。

地域の中核となる担い手の育成や経営基盤の強化を図るため、引き続き意欲ある担い手の経営規模拡大等を積極的に支援するとともに、新たに新規就農者等が活用できる仕組みを構築し、就農を促進するとともにより一層農地の活用が進むよう取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 申し上げます。議場における私語は慎んでください。

続きまして、教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） 私のほうからは、小学校再編に関する現在の進捗状況について大多和議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今年度におきましては、基本方針、基本計画を策定することを目標に9月に町総合教育会議を開催し、町長部局との合意形成を図った上で方針案、基本計画案を作成いたしました。また、11月には地域住民説明会を全4回開催し、方針案と計画案を地域の皆様にお示しをした上で内容についてご説明をさせていただきました。また、11月上旬から12月上旬にかけて1か月間パブリックコメントを実施し、地域の皆様方からご意見をいただいたところでございます。

現在は、議会からの小学校再編に関する提言書及び地域説明会、パブリックコメントなど皆様からいただきましたご意見を十分に尊重した上で方針案と計画案の修正について協議、検討を重ねているところでございます。

次に、議会からの提言書や住民説明会における意見、パブリックコメント等の取扱い状況についてお答えをさせていただきます。

小学校再編につきましては、これまで基本方針、基本計画の策定を進めてまいりました。まず基本方針の内容ですが、以前もご説明をしたとおり大きく4つございます。

1つ目は、白子町が目指す学校規模は少なくとも1学年1学級以上、複式学級が生じない規模ということ。2つ目は、小学校の再編方針として、現在の小学校3校を1校に統合するという。3つ目は、小学校の統合時期は令和11年以前とすること。4つ目は、統合による新たな学校の位置は白子中学校敷地内とすることとなります。

この基本方針につきましては、予定どおり今年度中に策定したいと考えておりますが、これを具体化した基本計画につきましては議会特別調査委員会からの提言書、地域住民説明会での意見、またパブリックコメントでの意見を受け、計画策定にはさらなる検討が必要であろうという判断に至っております。

つきましては、令和7年度中には基本設計を実施した上で具体的な校舎の位置など専門的な見解を含めた形で決定し、その内容を基本計画に明示する方向で進めてまいりたいと思っております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは再質問に移りますけれども、最初の地域計画の部分ですが、この回答を聞いていた中で農地を集積、集約をして生産性の高い構造をつくり上げる。それに伴う経営体は逆に不足をしていく。そうすると冒頭述べました800ヘクタールの維持を考えたときには困難を極めるということになりますが、現在把握している中心経営体の数、経営体が担う目標面積をどのように設定するのか、まずは伺います。

次に、スマート農業などの先進技術の支援策や持続可能な支援を目指すと思いますが、具体的に言うとして一体何をしていくのかを伺います。また、このほかに地域説明会で出た意見等があったら教えてください。お願いします。

○議長（梅澤哲夫君） 産業課長補佐、田邊幸男君。

○産業課長補佐（田邊幸男君） ただいまのご質問にお答えします。

初めにですが、地域計画においての現状の認定農業者の集積率についてですが、13地区におきまして平均にいたしまして37.8%、将来の目標といたしましては48.2%の10.8%の増を計画として目標としております。現在の担い手さんの数なんですが、地区平均といたしましては23人、地区当たり6人から38人となっております。

続きまして、現状の地域の意見としてどのような問題、意見があったかについてになりますが、多く分けて5点申し上げます。

地区内耕作面積の半分以上の方が40歳以上で耕作されており、農業者の高齢化や後継者が未定の農家が多く、今後の農地の遊休化や担い手不足懸念がある。2点目に水稻について、米価が安定しないため後継者の確保が難しい。3点目、施設野菜について近年の物価高騰により施設の維持管理が容易ではない。4点目、水路等の保全管理において参加人数の減少、高齢化により困難となっている。5点目、用水の通水不良、水路の老朽化が進んでいるなどの意見がありました。

現在町で実施している事業についてになりますが、地域農業の担い手の育成、確保を図るために経営規模の拡大、農業生産性の向上及び効率化等の取組に経営発展を図ろうとする担い手に対して必要な農業機械、施設等の導入を支援するための補助事業として、地域農業担い手支援事業、また担い手へ農地集積、集約を促進または農業生産の効率性を高めるため、畦畔除去による区画拡大や、水田の均平等の耕作条件を改善する小規模農地基盤整備を支援します、小規模農地基盤整備事業などがあります。引き続き、継続して実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 私の質問の中に、現在把握をしている中心経営体の数について具体的に分からなかったものですから、もう一回これを確認させてください。

それから、スマート農業の先進技術の支援策や持続可能な支援とは具体的に何を指すかというのがよく理解できなかったもので、これについてもうちちょっと具体的に教えてください。

また、このほかの意見等々が大きく分けて5つというふうに今おっしゃられましたけれども、5つの中の4、5を特に注視をさせていただいて、要は水路の保全管理のところですけども、用水の通水不良とかいろんな問題についてですけれども、用排水路等の保全、管理や老朽化、通水不良等はまずは喫緊の課題であると思いますけれども、ご存じのようにこの地区は県内でも最も大きい両総土地改良区の管内になります。7市6町1村、水田面積約1

万3,300ヘクタールをかんがいをしています。

この用水施設であることから、この解決には土地改良区との連携が当然必要となってくるというふうに考えています。まずはこちらへのアクセス手段について伺います。また、これによって可能な事業量とはどの程度を見込めるものなのかも併せて伺います。

よろしくお願いします。3回目になってしまうので。

○議長（梅澤哲夫君） 産業課長補佐、田邊幸男君。

○産業課長補佐（田邊幸男君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、中心経営体の数ですが、先ほど申し上げました平均として23名ですが、認定農業者を含めて100人と見ます。

続きまして、スマート農業がどのようなところがございますが、農業用ドローンによる機械の導入とA I等を活用した農業機械等を考えております。

続きまして、水路の老朽化、通水に支障を来している箇所についての改善といたしまして、町としても効率的な利用、維持管理、省力化を図っていかなければならないと考えておりまして、町としては各地区の意見を伺った上で、その意見を集約して土地改良維持管理組合と協議をまず図って事業化に向けても協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ありがとうございます。

まず担い手というのは、私が把握している中では認定農業者の数は100はないんじゃないかというふうに考えていますが、六十幾つだというふうに思っていますけれども、答えられませんかので結構です。

そうした方々が実際に中心経営体となって800ヘクタールの水田農業を展開していくようになりますけれども、これを考えたときに1経営体当たりかなりの面積をやっていくというふうになりますから、当然基盤整備も必要になってくるというふうには思っています。これを担う基盤整備のそれぞれの分担割合ってあるじゃないですか、両総土地改良区が持つ分担というのが大きな支川や派川というふうになり、最終的な末端の、例えばU字溝等は、下の底地は町でありまして、これを工区に、維持管理組合に委託しているという形になっています。

当然、どのような形でこのようなインフラを進めていくかということ、町だけではできない部分もいっぱいありますので、これは当然両総土地改良区を通じて国への要望というふうにも

なってくるというふうに思っています。

これを地域計画で10年間をかけて、10年後には目標を達成するというようなふうに実際にフローをつくらないと絵に描いた餅になってしまうというふうになりますので、この辺の両総土地改良区へのアクセスの仕方というのは、町長とも話をしましたけれども、ご承知のとおり理事長は森代議員でありますし、それから副理事長は石橋県議でありますし、総務常任委員長というのは前町長の林 和雄さんが現在しているというふうに私は理解しています。

このような方々とのパイプというのは非常に本町が強いというふうに思いますので、ぜひこれが10年後にしっかりとした形で現場に落とされるように、ぜひとも努力をしていただきたいなというふうに思っています。町長も、これについては肝煎りでやっていきたいというふうな話もしておりましたので、これについてはしっかりとした検討の中で進めていってくれるように、つくった地域計画が現実に姿となって現れるように努力していただけるように、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、食料・農業・農村基本法の改定ですけれども、この改定ポイントというのは大変広範囲にわたることからの的を絞ってお伺いしますけれども、本町ができる取組を精査してみると、家族経営に加えて農業法人の経営基盤の強化というふうなものが中にあります。また、都市生産性や労働生産性の向上を目指した基盤の再整備というものもあります。

これらはきっと市町村単位でも取り組めるものだなというふうに考えているんですけども、実は先般、県の指導農業士会で県内視察をしたときにたまたま袖ヶ浦市を訪れました。行ってみたら、大きな石碑がありまして、よみがえれ農地というふうに書いてありまして、袖ヶ浦市長誰々という名前が書いてあったんです。この農地を見させていただいたときに、これからの農業を考えたときに理想的な農地の造成がされていました。これはきっと、こういうような国の事業を使ってやられたものだなというふうに思っていますので、これらを踏まえて本町も取り組まなければいけないものだなというふうに感じています。

もう一つ、答弁の中で漏れていましたけれども、本町の排水は内水排出を担う部分もありますけれども、南白亀の排水機場の改修の件について答弁が漏れておりましたので、これについてもう一回お願いします。

○議長（梅澤哲夫君） 産業課長補佐、田邊幸男君。

○産業課長補佐（田邊幸男君） ただいまのご質問にお答えいたします。

南白亀地区県営農村地域防災減災事業についてになりますが、事業主体であります千葉県により平成28年度から南白亀地区排水機場の整備に着手し、令和8年完成に向けて工事を進

めております。現在の進捗状況ですが、下部工事、上屋建築工事が完了しております。令和7年度に除じん機と700ミリポンプ1台、1,350ミリポンプ1台の製作、据付け工事を行い、令和8年度に遊水池、排水路工事を行う予定で進めております。

事業完了に向け今後も県と連絡を密にし、協力体制を整え事業促進に連携を図ってまいります。

以上でございます。

また、農業のほうですが、取組としまして今後国の農業施策を注視しまして、国・県の補助事業等に関する情報を収集しまして、農業者の声を伺いながら現場の課題を把握して必要な事業を取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ありがとうございます。

現在本町の中である法人経営体の数はどのくらいなのか、これをどこまで伸ばしたいのかということもあつたらお聞きをしようかなと思っていたんですけども、実際にまだ本町の法人の経営体というのはそんなに多くないというふうには把握をしていますが、以前から進められている法人化への移行というのが一つの施策の中にありますので、ぜひともこれが進めることによって本町のこの農業基盤がよりしっかりしたものになるというふうにも考えますので、これらの強化策にも取り組むということは、これらの法人に対してのある程度の優遇措置を下げないと、なかなかそこに飛び込んでこないというようなことも実際にはありますので、法人をつくりました、いや何の意味もありませんでしたでは困ってしまうので、よそでやられているように法人の優遇措置というのは当然必要だなと思いますので、そちらの検討もよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

それから、南白亀排水機場の改修計画に関しては、令和8年を完成目安とするというふうに今お聞きしましたが、この地区の受益を含めた方々に聞くとまだ完成してないのかよと、一体大雨が降ったら大丈夫なのかよという話をよく聞きます。これらのことについて、打合せの中でも聞いていたんですけども、ある程度といたら変ですけども、大雨についての対策は今のポンプ2基が動いている限りは大丈夫だというふうな話がありましたので、この2基がしっかりと動くように、1基止まればアウトというふうになりますので、この辺をしっかりと8年までに維持、管理してほしいというふうに思います。

それから、県内各地を見渡したときに、先ほどは袖ヶ浦市の例を出しましたがけれども、例

えば同じ管内、郡内でも長南町の東部営農組合は、昨年ですかね、基盤整備を終えて1ヘクタール区画の水田が供給されたというふうに聞いていますし、もうちょっと北のほうへ行くと横芝光をはじめ、香取をはじめ、ここの事業にしっかりと乗っかって大規模基盤整備を行っている地域が県内にも実はたくさんありまして、あちらこちら視察をさせていただいたときに、この部分では本町はやっぱり遅れているなというふうに思っています。

せっかく、改正された基本法の中にはこれが十分盛り込まれていますので、ぜひともこの事例の情報を収集するとともに管内の経営体に対してその収集をした部分の提供、さらにはこれがプロジェクトとして発信できるような取組をして欲しいというふうに思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 農業経営体を今後もう少し強化していこうという、そういうことでございますね。私も、横芝光の栗山川のちょうど中流というか下流ぐらいのところも見てきましたし、長南のほうはちょっと見てないんですけども、やはり農業の基盤というのはやはり最終的には相当万全にしていかないと、今後耐えられない部分が相当あると思いますので、これはそういう方向に行くというのはどんどんやっていく予定でございます。

いずれにしても、両総土地改良の関係で森代議士がいるし、いわゆるそういう時期にある面では強力にこちらをお願いに行くような形を取っていけば、ある程度前に進むんじゃないかというふうに思っております。そんな程度ですね。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） いずれにしても、持続可能な水田農業が展開されるためには昭和40年代に終えた基盤整備からかなりの年数がたってその当時と今の状況、ご承知のとおり大分変わりましたので、新たな基盤整備というのは当然求められてきますし、それによって農地でありますので、その生産性というのは土地の生産性と労働生産性この2つしかないわけでありますので、そのいずれかをともに上がってくれないと担い手としてやっていけないというふうになりますので、そのためにはまずは作りやすい農地を農家の方々に提供していく事業なんかを率先して進めないと、本町の水田農業というのはなかなかしっかりと維持継続ができなくなる可能性もありますので、あと中心経営体にその頑張りもお互いに情報を共有し合って進めていくというのがいいなというふうに思いますので、これからもこういう取組をしっかりとお願いをしたいというふうに思います。

次に、2項目めに入りますが、小学校の再編ですけれども、今お話を聞いていて基本方針

については6年度中でしたっけ、基本計画については基本設計を含めてそれからやっていくので、8年度にずれ込みますよというふうな答弁でした。

基本計画ができなかった理由の中に、先般の協議会で地域との合意形成が図れなかったというふうにお話がありましたけれども、まずは何に対して合意を求めているのかを伺います。

それから、ここに実は議会広報の2月号がありますけれども、これは議会でわざと特集を組んだ部分でありまして、この中に何を盛り込んだかという、課長にもお渡しをしましたけれども、ここの航空写真を載せてもらったのはそちらが考えている校舎の位置が、この航空写真を見たときに適切かどうかという判断をしていただきたいために載つけたものなんです、本当のことを言うと。

そちらが主張していた、今の中学校校舎の前というのは非常に、航空写真で見ると敷地も狭いし、ここが本当に校舎の場所として適当なんだろうかなというようにも含めて載せて、それらも含めてここの提言書を提出をさせてもらっています。

これらを踏まえて、実際に検討はしましたというふうにおっしゃっていましたが、あとはパブリックコメントも読ませていただきました。件数にしては13件でありましたが、内容を見ると非常に勉強をしている方々だなという印象がありまして、我々にも思いつかないような一つのアイディアも入っていましたしすばらしいなと思っていました。これらを踏まえた中で、基本計画をつくり上げるというふうになっておりますけれども、もう一回議会からの提言書をどのように捉えて、どのようにこれは無理だ、これはいいかとかというふうな、教育委員会の中での話があったら、その内訳も教えていただければありがたいなというふうに思っております。

そして、これを逆算すると、実は令和10年度の開校を目指すというふうにして今年度1年間準備をしてきたというふうに思いますけれども、これからすると令和10年の開校には少し難が出てくるのではないかなというふうに捉えています。1年前の読売新聞に載った記事でありますけれども、ちょうど1年前の議会で予算案から削除というふうな、これは小学校の建設、設計仕様ですけれども、これが削除したというふうな記事が載りましたけれども、この中の町長のコメントを注視したんですけれども、統合の遅れはマイナスでしかないというふうにこの新聞社に答えています。

実際に我々はしっかりとした準備を重ねて令和10年度の開校に向けて頑張ってくださいよというふうな話をしたつもりだったんですけれども、この1年間かけて基本方針はできたけれども、いろんな方々の意見を聞いたら、基本計画は今年度中に策定できなくなってしまう

いましたというような捉え方を私はしていますが、何で1年間かけてできないのと、一体何をやっていたのよというふうな思いもありまして、今年度中に基本計画ができてしまえば当然7年度の国への予算要求も間に合うはずですし、去年のですよ、フローから考えると間に合わなくなってしまうというふうに考えてしまうんですけれども、一つ、私が間違っているのかもしれませんが、基本設計を7年度中に出すというふうに教育長はさっきおっしゃったんですけれども、この前の全協では基本計画の中に基本設計も含めてプロポーザルで出していくというような話がされましたね。

この辺のずれもありますので、もう一回その辺について教えていただければというふうに思います。町長のコメントも含めて要綱の中でお答えをいただければと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 教育課長、岩本洋之君。

○教育課長（岩本洋之君） 大多和議員のご質問にお答えします。

まず、初めに質問いただいたのは何に対して合意形成がなされなかったというところなんですけれども、具体的に言いますと私たちが計画していた統合時期、校舎の場所、校舎の施設、設備また校舎周辺の道路状況や駐車場等のことについて住民の方々、議会の方々等々私たちの準備してたところのずれがあるというところで合意形成がなされてないというふうに判断をさせていただきました。

続いて、2つ目の質問の議会からいただいた提言書をどのように考えたかというところをご説明いたします。

11月に議会の方々から約19の提言をいただきました。特に私たちが計画していたところと大きくずれがあったなと考えると、統合時期、あと校舎の場所、あと基本設計のほうに見える形で明示するべきだということが書かれていましたので、そちらのところをはっきりさせなきゃいけないなというふうに考えました。よって、基本設計のほうを次年度、令和7年度の初めのほうに基本設計のほうやっただき、その内容を基本計画のほうに盛り込んでまた全員協議会等で議員の方々にご説明させていただき、令和7年12月頃には基本計画の策定を目指したいと考えております。

3つ目の質問のほうは、流れのところだったと思いますので今のご説明でよいかと思います。

以上になります。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 私が新聞にコメントした内容についてですか、遅ればマイナスしか

ないというのは物価の高騰とかいろんなことがあって、下手するといわゆる複式学級が発生する可能性があるという、そういうことで言ったわけございまして、いろいろな経緯があって意見のいろいろずれがあったというのは、結局そちらで委員会をつくっていろんなことを後でああでもない、こうでもないといういろいろやってきたことも当然にあるわけございしますので、そういうことも含めてこれは行く方向が決まっているものですから、学校を統合しなきゃいけないというのは当然皆さんも認識の上で考えているわけでしょうから、やはり全体を、森を全部見て、枝葉末節についてもそれは若干の意見の相違はあるかも分からないんですけれども、最終的なゴールに向かって皆さんが力を合わせてやっていかないと、やはりこういうことというのはまとまらないというふう私は思ったんで、そういうことで私は言ったわけございします。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ありがとうございます。

令和10年の4月開校というのは、まずはこの議会の中でも執行する側の方々も一つの大きな目標時期だったはずなんですよ。これを私は1年かければいけるだろうというふうに思っていました。基本計画もですよ。だから、私は聞かれた方々に令和10年の開校でいけるというふうになります、なと思いますということを結構伝えたんです。

まさか、基本計画をつくるのにここまで時間を要すること自体が、私はちょっとはてなマークになりまして、教育課は確かに事務量として忙しいんでしょうけれども、これに特化すれば割とこれはクリアできたのではないかな。そこまでの強い意思が教育課にはなかったんじゃないかというふうに、当初は統合の必要性をあれだけ訴えていて、早くしなくちゃいけない、早くしなくちゃいけないというふうな思いが強くあって去年の今頃けんけんがくがくしてたじゃないですか。

そうした中で1年を経て、しっかりと準備をしてくださいというふうに議会側は投げていた。1年たって今になったらできませんでしたと。例えば、時期とかつというのはもう決まっていたじゃないですか、令和10年の4月開校を目標にしていたじゃないですか。これが、合意形成を得るって、どこの誰と合意形成を得なきゃいけないんですか。執行側でしょう、自分たちの思いでしょう、こういうのって。

ここがずれていってしまうと、基本的な部分がずれてしまって一体これはどんなふうな形でこれから進むだろうと、どんどん合意形成だけ求めていくともっとずれ込むかもしれな

い、また住民説明会をやってまたパブコメもらって、やあやあやあやあというふうになって、本来の意味から外れてしまう。子供たちの教育をしっかりとさせていくための、統合はいつも言うように手段でありますので、この手段がどんどんずれてしまうとやっぱり子供たちの教育に対して大きな支障を来すというふうになりますので、これについてはどうなんでしょうかというふうなことは疑問にあります。

そうしていくと、基本設計を基本計画に取り込む、この基本計画が7月ぐらいにできれば、国の申請が間に合うというふうに去年のフローから考えるとそういうふうになると思います。これが12月までずれるということは、結局は令和10年の開校は無理だと言っていることと同じだと思うんですけども、そういう捉え方でいいんですか。最終的には令和11年の開校になるという、逆にフローをひっくり返すとですよ、そのような捉え方に私はなってしまうんですけども、そうやって捉えて国の補助金申請って1年に1回というふうになっていますけれども、この辺の流れというのは一体どうなりますか。

もう一回教育長、お願いします。

○議長（梅澤哲夫君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） 過去に何度か全員協議会のほうでも小学校統合については教育委員会としてのご説明を皆様方にお示しをしましたがけれども、また、提言書の中にでも小学校の統合時期につきましては2029年以前というのは理解できるけれども、令和10年4月の統合にこだわらず、今後とも議論を継続し結論を急ぐべきではないというような、参加委員長さんのほうからの提言書もいただきました。

そういう中で、住民説明会そしてパブリックコメント、そういうところでもいろいろとご意見のほうもいただきましたので、再度やはりこれは教育委員会としても慎重に議論を重ねて、よりよい基本計画を策定したいなというふうに考えております。

ですので、私どものほうもできれば令和10年4月に開校を目指していたわけですがけれども、もう少し議会の皆様方のご理解、そしてご協力をいただきながら丁寧に進めていくと。やはり軸足は子供たちでございますので、子供たちのよりよい教育環境、そして学習環境を整えられるようにということで教育委員会としても考えておりますので、ぜひまた皆様方のご理解とご支援、ご協力をいただければ大変ありがたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） ありがとうございます。

それでは、教育委員会的には令和11年を目指すというふうな捉え方をしますので、それに向けてのしっかりとした準備をお願いしたいとは思っています。

また、この基本設計を基本計画の中に織り込む、そして説明会を経て実施設計に入っていくというふうになりますけれども、この1億1,500万円というのは、そこまでを含めての今回の予算計上だというふうに私は理解をします。それでよろしいですね。これ以上聞けませんので、そうやって理解をしていきたいというふうに思っています。

実際にこれをプロポーザルでやるというふうにおっしゃっていましたので、何者応札するか分かりませんが、応札した中でいろんな位置を検討というふうになると思いますけれども、基本的にこの前もちょっと話ししましたが、ある程度の意見は添えるんでしょうけれども、この計画自体を業者に応札する者に投げていくというふうになりますので、投げたものを応札した各者が提案書として提出しますけれども、これらの中でしっかりとした検討を加えていただいて、応札されたところからいい者を選定していただければというふうに思っています。よろしくお願いします。

それで、2項目4点にわたり質問をさせていただきましたけれども、まずは農業関係ですが、この基幹産業の維持、継続に向けた行政の役割が果たせること、そして教育環境づくりについてはこれからさらに十分な議論を重ね、子供たちの確かな成長が育まれる学校が建設されることを期待をいたしまして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、13番大多和秀一君の一般質問を終結いたします。

ここで、休憩いたします。

再開は14時といたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 市 川 隆 子 君

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君の一般質問を許します。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 14番市川隆子です。通告順に一般質問をさせていただきます。

1 番目は、介護保険について3点伺います。

1 点目は、町内の介護事業所についてです。

介護保険は、高齢で体が不自由になった方々に公的な介護サービスを提供することができるようにと、2000年4月からスタートして25年を迎えます。

制度ができるまでは、介護は家族で担うものとして、特に女性への負担が大きくなっていましたが、介護の社会化を理念に掲げた制度の制定は、多くの方々が期待を寄せたということです。

また、介護保険は、保険者である町が事業計画をつくり、保険料の賦課、徴収を行い、サービスを提供するための給付などを行っており、現在は第9期介護保険事業計画に基づき事業が進められています。

こうした期待の中で行われてきた介護保険事業ですが、これまでも施設、居宅、ともに報酬などの切下げが行われてきました。そして、2024年の改定では、訪問介護の基本報酬が2%から3%引き下げられました。

人員不足やコロナ禍、とどまることのない物価高騰は、介護事業に大きな影響を与えています。さらに、訪問介護は利用者のお宅を訪問するため、車のガソリン代高騰も直撃しています。

こうした状況の中で、訪問介護事業所が減ってきており、千葉県内でも事業所ゼロが1自治体、1か所という自治体が3となっており、特に長生郡市内の自治体での減があります。

昨年的一般質問では、町の訪問介護事業所は2という答弁で、あとはほかの自治体からということでしたが、現在の事業所の状況について伺います。

2 点目は、訪問サービスの提供状況についてです。

今、求人情報などを見ていると、多くが介護関連でヘルパーやケアマネジャーを求めています。訪問介護の求人倍率は、地域によっては15倍とも言われており、年齢も60代以上が主力と言われ、人材不足と高齢化が進んでいるということです。

ヘルパーさんが一生懸命に支えている訪問介護ですが、現在の提供状況を伺います。

3 点目は、要支援者のデイ、訪問サービスの利用状況と介護予防についてです。

2014年の法改定で、要支援1、2の訪問介護と通所介護が保険給付から外され、地域支援事業、これは介護予防・日常生活支援総合事業に置き換えられました、地域支援事業は予算に上限があり、支援を提供する事業所への報酬も低く設定されています。これにより、要支援者へのサービスの内容も後退したと言われています。

法改定から10年経過しましたが、要支援者のデイ、訪問サービスの利用状況と介護予防について伺います。

2番目として、災害対策について3点伺います。

1点目は、災害時、避難所となる小中学校体育館への空調整備についてです。

近年、大きな地震や津波、豪雨など災害が多発しています。本町でも、東日本大震災で大きな揺れや津波が発生しました。また、東方沖地震でも、家屋の破損など大きな被害が出ました。

小中学校の体育館は、災害発生時には地域の住民の避難所となっています。校舎は空調が設置されていますが、体育館は未設置です。温暖化の影響で、夏、涼しかった本町も厳しい暑さが続きました。そして、災害規模も大きくなっています。

体育館への空調整備は、子供や教員の熱中症事故を防ぐ最も有効な手段の一つと言われています。そして、災害のときは避難所になります。避難所は、多くの人が集まるという環境の中で、夏ですと暑さも加わり、体調を崩す人も出てきます。

これまで、ほかの議員の方々もこのことについては求めてきたわけですが、小中学校体育館への空調整備を進めるべきではないかと思いますが、考えを伺います。

2点目は、災害時の避難所の環境整備についての考え方です。

能登半島地震では、地震発生後、長い期間、避難所での雑魚寝状態が続いていました。これでは、持病のある方や高齢者は具合が悪くなってしまいますし、この状況が続けばプライバシーもなく、ストレスもたまります。また、女性の着替えや授乳の場所も必要になるかもしれません。感染症対策もしなければならないと思います。

災害は、いつ発生するか分かりません。被災された皆さんは、今まで経験したことがないと言われます。このように、ある日突然、大きな災害に見舞われるかもしれません。日頃からの備えも大事ですが、災害が発生すれば、やはり指定避難所に向かうと思います。こうしたときのための避難所の環境整備をどのように考えるのか、伺います。

3点目は、庁舎や職員が被災する可能性があるが、対応についてです。

災害が発生した場合、もちろん道路事情も悪くなるでしょうし、公共交通も利用できませ

ん。町外在住の職員は出勤できないと思います。今まで経験したことのない大きな災害が発生した場合、役場庁舎や、そして職員も被災する可能性があります、どのように対応していくのか伺います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 市川議員のご質問にお答えいたします。

まず、介護について、①町内の訪問サービス事業所の状況についてということでございますが、現在、町の訪問介護サービス事業所はさくら・居宅介護センターの1事業所のみが営業している状況であります。

町内には、多いときには4件の訪問サービス事業者が営業しておりましたが、2017年より徐々に減り、本年1月よりさくら・居宅介護センターのみの営業となっている状況でございます。

次に、2、介護サービス提供状況についてですが、訪問介護サービス提供状況について、町内3か所の居宅介護支援事業所に対し、その提供状況を確認したところ、2つの居宅介護支援事業所では、町内の訪問サービス事業所に加え、近隣の茂原市や大網白里市に所在する訪問サービス事業所を利用しており、一つの居宅介護支援事業所では、大網白里市の訪問介護事業所を利用することが多いとの回答がありました。

サービスの提供においては、ケアプランに位置づけた時間、曜日だけでなく、訪問介護サービスを提供できているということです。

次に、3、要支援者の通所・訪問サービスの利用状況についてということで、要支援者の通所・訪問サービスの利用状況について、ケアプランを担当している白子町地域包括支援センターに確認しましたところ、訪問介護は茂原市や大網白里市、九十九里町の事業所を利用することが多く、ケアプランどおりのサービスの提供はできているということであります。

訪問リハビリテーションについては、近隣の訪問看護ステーションの増加や、町内の医療機関において訪問リハビリテーションが開設されたため、利用しやすい環境になってきており、介護保険の訪問リハビリテーションの利用は増加しております。

通所サービスの状況ですが、デイサービスは、町内4事業所や近隣にある事業所をケアプランどおり利用できていますが、通所リハビリテーションは町内にはなく、近隣の受入れ施設も少なく、事業所の送迎範囲も白子町全域とはなっていないため、希望どおりにサービス

を受けることが難しい状況になっています。

このような状況もあるため、町では令和7年度に通所型サービスのC事業を実施してまいります。

この事業は、要支援者と基本チェックリストの該当者を対象に、3から6か月の短期集中で、保健医療の専門職が運動や栄養、口腔改善プログラムを提供する事業であり、要介護状態になることを予防し、地域において自立した日常生活が営めるように支援するものであります。

その他、介護予防事業としまして機能訓練教室、ミックストレーニング、健康マージャンクラブ、脳トレーニング教室、介護支援サポート事業、脳若365配信事業、口腔機能向上事業、はつらつ栄養教室など実施し、介護予防を推進しています。

次に、災害対策についてでございます。

小中学校体育館への空調設備についてでございますが、昨今の気候を考えますと、避難所となる小中学校の体育館への冷暖房機器の設置は、避難者の命を守るためにも必要不可欠であり、できるだけ早い時期に設置する必要があると考えております。

現状としましては、冷暖房機器のスポットクーラーの提供を受けられるよう、一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション及びNPO法人コメリ災害対策センターの2者と協定を結び、対応を準備しているところであります。

次に、災害時の避難所の環境整備をどのように考えているかというご質問ですが、町は平成26、27年に実施された千葉県地震被害想定調査の結果に基づき、町の避難者数が最大となる千葉県北西部直下型地震のケースを念頭に、避難者1,400名の収容に対応できるよう、指定避難所7か所の開設を準備しております。

各避難所には、非常食、水、寝具類、トイレ用品、衛生用品などの生活物資に加え、室内用パーテーション264個、テント10個など、体育館などの共用フロアの中でプライバシーを確保するため、資材も備蓄しております。

これらの資材の利用に加え、更衣室、授乳室、洗濯物の乾燥室などの共用場所や、体育館では安心して過ごすことができない様々な事情をお持ちの方の居室など、避難所内の部屋割りを工夫することで、さらに多様なニーズに対応できるものと考えております。

次、3、大きな災害が発生した場合、役場庁舎の職員も被災する可能性があるが、どのように対応するのかでございますが、ご指摘のとおり、大規模な災害が発生した際には、役場庁舎や職員を含む町全体が被災し、様々な制約の中で災害対応に当たることになります。

町は、その厳しい状況の下で災害対応を念頭に、白子町業務継続計画——BCPを策定し、備えを進めてきたところでございます。

まず、役場庁舎が被害を受け、使用できなくなった場合には、青少年センターと関小学校を代替施設に指定し、災害対策本部の業務を継続できるように準備しております。

また、関連する協定として、ユニットハウス、トレーラーハウスの提供について協定を締結していますので、必要に応じ、業務スペースの増設なども検討したいと考えております。

次に、職員の参集に対する影響についてご説明します。

令和7年2月現在、役場から5キロ以内に居住している職員は全体の62%であり、全職員に対して白子町地域防災計画運用マニュアルで災害発生時の行動を周知するとともに、白子町業務継続計画——BCPに発災当初の間の優先業務を明示し、職員の参集が十分でない状況においても、優先度の高い業務が確実に遂行されるように備えているところであります。

また、熊本地震以降、応急対策職員派遣制度により、全国の自治体から被災地の自治体に応援職員を迅速に派遣する仕組みが整備されておりますので、町としても、応援職員の受入れや受入れ後の業務への導入などを円滑に行えるよう、白子町受援計画を策定し、対策を準備しています。

なお、来年度は地域防災計画の見直しを行いますので、これと併せて白子町地域防災計画運用マニュアル、白子町業務継続計画——BCPなどの関連計画についても、内容の更新を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、介護問題なんですが、訪問介護事業所の状況ということで、かつては4件あった事業所が今1件。昨年、私が同様の質問をしたときには、2つの事業所で身体介護、生活介護を提供しているという答弁でした。あれから8か月足らずぐらいですか、それでまたさらに1か所減って、今は1か所になってしまったという状況です。

こういう中で、1件の事業所ではもちろん対応はできないと思いますし、昨年の質問でも近隣市町村の事業所を利用しているという答弁がありました。町内でも、その事業所1件では無理があるわけですが、そうすると、それでも近隣の事業所があるから大丈夫というわけにはいかなるときも来ると思われます。といいますのは、近隣の事業所も訪問介護の事業から撤退してしまったと、こういうところも聞いております。

この間の町内の事業所の閉鎖、それから撤退の原因は調査したことがあるのかどうか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、市川議員の質問にお答えします。

まず、撤退の原因につきまして、4件中3件が撤退したということで、2件は調査しております。1件はちょっと不明なんですけれども、2件の撤退理由がやはり人材の不足によりまして、同じ事業者が経営しております別の事業所に統合されたということで、白子町の事業所のほうは廃止ということで、件数が減っているということになっております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 大網のほうの事業所と統合したという話は、私もちょっと聞いたことがあるわけですが、近隣でもそのような形で少しずつ事業所が減っていく、それがさらに減少していく中で、ヘルパー不足が追い打ちをかけてしまっているという状況だと思います。

訪問効率の悪い自治体の事業所というのは、やはり町内の事業所もそういうところがありますが、統合したり撤退したりして、結局は少なくなっていくというわけです。

そういう中で、新潟県村上市というところでは、訪問介護の基本報酬引下げを受けて、23年度との差額分を補填する支援制度を設けたということです。これは、市内の事業所を維持するためというふうにされていますが、期間は27年3月までということです。

これは一例なんですけど、このようにしろというわけではないんですが、町で何かそういう事業所の撤退を防げるような、そういう支援があるのかどうか伺います。

また、これを解決するためには、次の計画を待たずに、やはり基本報酬を元に戻すしかないわけですが、町として近隣の自治体と一緒に国に求めていくべきだと思いますが、見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、お答えいたします。

まず、現在、訪問介護事業所への優遇的な措置は町として実施しておりませんが、訪問介護事業所の減少は国でも大きな問題であると捉えられておりまして、令和7年度予算において訪問介護事業者を支援する新規予算をつけるなど、その対策が国でも導入され始めてきております。

また、市川議員がおっしゃいましたように、新潟県村上市などが独自に外出用の自家用車

の燃料費を補助するなど、訪問介護事業の存続を支援する自治体も発生してきております。

町でも、国のこういった補助金等の活用、また先進地の施策の情報の収集に努めまして、事業者への支援のほうを検討してまいりたいと思っております。

また、報酬の引上げにつきましてですけれども、現在、介護報酬についての要望等を国に要望する予定はしておりませんが、今後の国や近隣市町村の動向を注視しまして、長生郡市内でちょっと協議いたしまして、必要がございましたら要望のほうをしていくようにしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） この問題は、昨年12月2日放送のNHKテレビの「あさイチ」でも、訪問介護事業所消滅マップを番組内で紹介していました。「介護危機！どうなる、私たちの老後」という放送だったわけです。

訪問介護がなくなってしまうと、在宅で暮らせる人が暮らせなくなってしまうという事態も起こってしまうわけです。

一度なくなってしまった事業所を新たに誘致してくるというのは、事業継続の支援よりも大きな労力、それから財政負担を必要としますので、町として何ができるのか考えていただき、訪問介護事業所ゼロという事態にはならないようにすることを求めまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、訪問サービスの提供についてです。

これも、昨年の質問では、要介護、要支援認定者数705名のうち、118名が訪問介護を利用しており、町内に事業所の利用者が24名、あとは近隣市町村の事業所を利用しているということでした。

そうしますと、昨年よりも37名、人数的には増えているわけですが、これは当然、町内の事業所では対応し切れないと思いますが、ヘルパー不足が今、言われている中で、それが原因で撤退してしまったところもあるわけですから、ヘルパー不足が言われている中で、町内事業所のヘルパーが何人いて、またそのヘルパーさんたちがどのぐらいの訪問件数を持っているのか、その実態を把握しているのか伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） 現在、白子町の事業所はさくら・居宅介護センター、1者なんですけれども、そちらのほうのヘルパーさんの登録状況の確認をしましたので、報告させ

ていただきます。

現在、ヘルパーの登録人数は14名。うち約8割の12名が施設外の訪問介護を担っております。

施設外の訪問数は、今現在33人の利用者の方に対して、一月の延べなんですけれども、420回の訪問介護を実施しているということでございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） さくらさんのほうで、12名のヘルパーさんで施設外へのお宅を訪問しているという答弁だったわけですが、それで訪問数は33人の利用者のお宅ということです。

これは、全て町内の利用者のお宅ということでよろしいのでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） こちらは、町内だけでは限りませんで、町内、町外者の方を訪問するというところでございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 訪問介護は、町内事業所が減少したために、白子の町民も多くが町外からの訪問を受けているということです。

現在、サービスを利用されている方々、それからこれから利用されようとしている方々が、自宅で元気に安心して過ごせるようにしていくことが求められていると思います。町としても、定期的に施設から要望を聞いたりすることも必要だと思われます。

その上で、どうしたら利用しやすくなるのか、またヘルパーさんが働きやすくなるのか、これを事業所と共有していくこともしなければならないと思いますので、今後、検討していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

次に、3番目、要支援、デイ、訪問、介護予防です。

まず、新たに通所型C事業という事業が始まるということなんですが、これは短期間の入所で行う事業なのか、または通所あるいは自宅で受けるものなのか、1点、お答えいただきたいと思います。

それから、要支援の方々は自宅でももちろん元気に生活していく、そして安全に生活していくために様々なサービスを利用しているということが、先ほどの答弁で分かったわけですが、要支援の方々が、やはり様々な介護予防での事業にも参加している方々がいると思います。

それぞれ多くの方々が参加されて、介護予防事業を楽しんでいると思われませんが、地域のサロンとかいろいろやっているわけですが、地域の青年館で開催されている運動、介護予防教室というんですかね、正式にはね、運動が、というのは、青年館の近くに住んでいる方々にとっては大変参加しやすいようなお話も伺っています。

現在、これがどこで開催されているのか。これについては、地域外の方でも参加できるのか。それから、今後、青年館でのそういう事業を増やしていかないのかというのを伺いたいと思います。

それから、介護予防教室を続けてきての効果というのはどのように実感されているのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、お答えいたします。

まず、通所サービスCの利用方法なんですけれども、こちらは通所で行っていく形になっております。

続きまして、今現在、体操等はふれあいセンター3か所と、あと青年館と、10か所で行っております。

あと、地域外の参加はできるかということなんですけれども、こちらはちょっと地域の方ということで、今現在、限定されております。地域外の方を入れてはどうかというお話もあったんですが、ちょっといろいろ、やはり地域の方を優先したほうがいいんじゃないかというご意見のほうが多くて、地域外の方が今現在、利用できないような形になっております。

今後、こういったミックストレーニングや機能訓練教室を行う場所を増やす予定はあるかということなんです、今現在、ちょっと指導者の方が高齢になっておりまして、ボランティアの方が減ってきているということもございまして、今後、町の生活支援コーディネーター等を利用しましてボランティアの方を増やしまして、指導者の確保を図っていきたいと考えておりまして、今後、指導者の方が増えていけば、もうちょっと開催場所のほうを増やしていけると思いますので、そちらのほうは検討していきたいと考えております。

介護予防の効果につきましては、一概には言えないんですが、アンケート等を取りますと皆さん、昨年と同じぐらい元気だという、そういった回答が多うございますので、効果のほうはあると感じております。

以上になります。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 体操教室なんです、ふれあいセンターと青年館で開いているということで、より自分の身近な場所ということになりますと、やはり青年館が一番、地域の人しか参加できないとなれば、自分の身近な青年館でしたら歩いても行けるということで、一番参加しやすいのではないかなと思うんですが、青年館は今、どことどの青年館で開催されているのか伺います。

それから、自宅で生活するためには一番必要なのがやはり生活援助というのが、ヘルパーさんをお願いする場合には多いのではないかと思います。

ヘルパーさんが、今後、そういう訪問のお宅に不足なく、今は不足していないということですが、今後、事業所の撤退等がもしありますと、やはり必要な援助が受けられないという場合もありますので、その辺は注視していただきたいというふうに思います。

介護予防なんです、フレイルの状態から介護に移行しないように取り組むということが一番大事だと思うんです。そのためにも、先ほど最初に言いましたように、身近な青年館でそういうものを開催するというのが大事ではないかと思われるわけです。

そうしますと、介護予防推進員がその地区に出向いて軽い運動をするんですかね、運動をしたりして、それで参加された方々は仲間と一緒にお話をしながら体を動かす。

これは、1人でのいるよりも、やはりほかの方と会話をするということで、その方の生活にもいろいろ張りも出てきますし、大変いいことだと思います。励みにもなり、それで続けていけるのではないかなというふうに思うわけですが、先ほど課長のほうから言われたように、介護予防推進員の高齢化という声を最近よく聞くわけです。

これからコーディネーターさんがというような話もしていたわけですが、やはりそうした方々の後継者は、これから増やしていかなきゃいけないのではないかなと思うんですが、そういう方々を育てているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、お答えいたします。

まず、青年館、どこの青年館で実施されているかということなんですが、大変申し訳ございません、今、資料のほうがございますので、後ほど報告させていただければと思っております。

後継者を増やす対策はしているかということなんですが、現在行っておりますミックストレーニングや機能訓練教室におきまして、教室生の募集と、教室生に対しまして指導者として活動をしてほしいと促しております、新たな指導者の発掘のほうは、今そういった形で

行っているようなところでございます。

あと、今年4月からになるんですが、地域おこし協力隊、福祉に特化した地域おこし協力隊の方を採用することになっておりますので、その方がいろいろ、高齢者の生きがいくくりや触れ合いの交流の場づくり等、ちょっとやってみたいというようなお話があったんで、そういった方をいろいろ活用して、高齢者のこういった生きがいくくりや福祉のほうを推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） いろいろな形で何とかそういう、要支援の方々が要介護にならないように、いろんな意味で取り組んでいただけたらなというふうに思います。やはり、フレイルから介護にならないようにというのが、介護予防の取組の中では非常に重要なことだと思います。

こうした取組の効果が、皆さん、元気だというふうに先ほど答弁がありましたが、こうした取組の効果が出てくれば、介護認定者も増えるのを抑えられるでしょうし、それによって保険給付費も抑えられていくのではないかというふうに考えられます。

高齢化率の高い本町で少しでも健康寿命を延ばせるように、そして多くの方々が参加できるように、この取組を進めていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

まず、体育館のエアコン設置ですが、本町では普通教室、それから特別教室共に、近隣の自治体よりも早くエアコンの設置が進められました。ふれあいセンターが避難所となる場合は空調設備があるのですが、大規模災害になると、どうしても学校の体育館を利用するということになるわけです。

近年の夏の気温の上昇によりまして、避難所として利用する場合、空調設備はやはり不可欠になると思うんですが、現在、県内で小中学校体育館へのエアコン設置率、どのくらいあるのか伺います。

それから、また国の補助率が2分の1に引き上げられたというふうに聞きますが、例えば町でエアコンを設置する場合、町の費用負担がどのくらいになるのか試算したことがあるのか、伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、体育館の空調設置率でございますけれども、実は今、私の手許にあるのが県内と限るものかどうかちょっと分からないんですが、文部科学省の資料なんかによりますと、公立の小中学校施設における空調は、全国で11.9%であるというようなことになっております。

これ、ちょっと古いので、令和4年9月になりますけれども、その段階ですと、一応千葉県では15.3%であるというようには書かれております。最新の情報ではないかもしれませんが、ご注意をいただきたいと思います。

それから、交付金制度のお話でございますけれども、昨年11月末に内閣府防災担当、それから文部科学省共通の通達という形で市町村に示されております。これを見ますと、一応期限の形になっておりまして、令和6年度から、年度中途から始まっているんですけれども、令和15年度まで行われますということになります。

この基準については、財政力指数が若干絡みますけれども、2分の1ということが基本的な率であるということで、最低400万円から最大7,000万円までの改修を対象にしますということになっております。

一番問題になりますのが、この通知を見ますと、断熱効果がないものについては断熱効果があるかどうかの調査を行った上、なおかつ断熱効果がなければ、断熱効果を上げるための工事も一緒にやった上でそのお金だということになっておりますので、本町においては若干、断熱効果が乏しい体育館が多いと思っておりますので、ただ、いずれにしてもこれらは調査をし、何かしらの実験なども行わないとはっきりしたことは言えないと思います。

先ほどの1回目の答弁で、町長はこういうものについても検討を進めるということでございますので、令和15年までの間に何かしらの処置を取っていくということで進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 確かにこれは期間が限られておりますので、やはりその期間にそれなりの体育館など、必要な場所の調査をしなければなりませんし、それからもちろん体育館は、やはり熱効率、非常に悪いと思われまますので、それだけでやってしまった場合には、その後の冷房の電気代などの維持費が非常にかかるというふうに言われておりますので、当然やるのであれば、断熱の工事も一緒にしなければならないというふうに思われまますので、やはりそれを期間が区切られている中で、早いうちと言いましても、例えば向こう何年のうちに調査を始めるとか、そういう意向はあるんでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） お答えいたします。

何年度から調査を始めるかということは、現在、未定でございますけれども、私が聞いておる話では今年の夏頃に、たしか中学校の体育館だったと思うんですけれども、そういった実証実験的なものは行う方向にあるというようなお話は耳にしております。

ただ、これは先ほど言いましたように、15年度までの整備計画をつくるためのものではございませんので、計画をつくるためのものについては、別途検討をしたいと思います。なるべく速やかにやりたいと思います。

小学校の統合の問題等もございますので、そういったタイミングを逃さないような形で進めたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） やはり大規模災害が想定されるわけですが、大規模災害によって支援がなかなか追いつかない、体育館に長期間とどまるということが想定されるわけです。そういう中でプライバシーが守られず、精神的にも肉体的にもつらくなって、ストレスなども重なって体調を崩すという事態にもなりかねないわけです。

そういう中で、やはり中のそういうエアコンなどの整備によって、少しでも避難した方々の負担を減らしてあげるといいうのも必要ではないかと思っておりますので、やはりこれは早期に計画をして取り組んでいくということを求めたいと思います。

次の質問に移ります。

避難所の環境整備なんですけど、指定避難所が7か所、想定人数が1,400名ということなんですけど、避難してきた住民が、テレビ等で被災された地域を見てみますと、皆さん、床に敷物を敷いて寝られたり座ったりしているわけですね。身体で状況で、やはりベッドでなければ駄目だという人もいます。

先ほど、段ボールベッドですとかパーテーションの備品の状況、答弁があったわけですが、やはり1,400名を想定している7か所で、これで対応できるのかどうかというのを伺いたいです。

災害時に、やはり備品を提供してもらえよう企業と協定を結んでいるという自治体もあるようなんですけど、本町についてはその辺はどうか伺います。

それから、どうしても体調が悪くなってしまう、それから赤ちゃんのいる方など、そうい

う方は授乳設備はあるということなのですが、そういう方々に対して福祉避難所的なものが別にあるのかどうか。

あるいは、それがない場合には、エアコンの設置されている学校の教室、あるいはふれあいセンターなどを優先的に、そうした体調の悪い方、あるいは赤ちゃんを抱えている方などが避難できるように考えていけるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） お答えいたします。

まず、福祉避難所という概念で言いますと、以前にもお答えしたと思いますが、たしかはまひるがおさんとそういったような協定は締結しておりまして、要介護状態とか著しく身体に不都合が生じている方などは、そちらに避難することは可能だと思います。

それから、物品等のいろんなものでございますけれども、物品に限らず、例えば本町の場合ですと、海岸のホテルさんなんかには一時的な緊急避難ということで、避難者が行ったら泊めていただくとか、そういった協定も含めまして全部で今、45の団体といろんな協定を結んでおるところでございます。

先般、前田議員からも質問されまして、スポットクーラーというようなお話もありましたが、それらについても提供できる企業と協定を結んでおるところでございます。

それから、例えば小さいお子さんとかそういうようなお話がございましたけれども、避難する場所は、7か所の避難所がありますけれども、学校は体育館しか行っちゃいけないということではありませんので、これが長期間にわたるとか、想定される災害の規模とか内容、こういったものに若干左右されますけれども、小さいお子さんでしたり授乳室が必要だということになれば、体育館のみならず、学校施設を提供していくというような方向になるかと考えております。

いずれにしても、先ほど町長からお話がありましたように、平成27年に防災計画をつくってから、今までちょっと改正がなされていません。それから、業務継続計画についても平成30年度につくられました。それから、応援の場合の受援、支援の受入れ計画、これも令和3年につくられて、それぞれかなり時代が違ってくるにつくられていまして、若干整合が取れていないところもあります。

先般の南海トラフの注意情報みたいなのが出たときも、実はそのところが少しそごがあったりしましたので、そういったものをトータルで見直せるように令和7年度に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

それから、例えば電源が喪失したとか、何か暖房をたくのに燃料が必要だとかというときにも備えまして、それぞれの協定で燃料の供給、電源車の供給、それから発電機を供給してもらうとか、そういった協定をいろいろ結んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 福祉避難所については、前に私も質問した記憶がありまして、はまひるがおと協定を結んでいるということは聞いたことがあるんですが、ただ人数的にはそんなにたくさんは受け入れられない、入所者さんとか利用者さんが優先されるので、そんなに多くはないのではないかと思います。

だから、そういうときのために、そういう方々が余計に体調が悪くならないような、やはり方策は考えておかなければいけないのかなと思いますので、その辺は臨機応変にやっていただければと思います。

避難所というのはとにかく過密になってしまいがちなんで、一次避難としても、そのときの状況で長期化してしまう可能性があるわけです。避難してきた方が少しでも安心して過ごせるようにすることが町の役割だと思いますので、そうした取組を今後、進めていっていただけるように要望したいと思います。

それでは、最後の庁舎職員の被災した場合ということで、庁舎の場合は、被災した場合は青少年センターという話は前から聞いていたわけですが、それで関小学校もあるということですね。

とにかく対策本部がきちっとしていないと職員にも指示が出せませんので、その辺はきちんとしておいていただきたいと思いますが、5キロ圏内の職員が62%ということなんですが、実際でも災害が起こった場合は、その中の何人が集まれるのかということも分からないわけですよね。徒歩で来るにしても、どうするにしても、自分が被災する可能性もあるわけですから、今、やはり高齢化が進んでおりまして、より身近なところに避難所があればいいなという声があるわけです。やっぱり、学校に行ったりとか、それからふれあいセンターに行ったりとかというと、離れている方々は大変になるわけですね。

ですから、やはり少しでも多くの避難所、7か所あるということなんですが、多くの避難所を開けるようにしなければならないと思うんですが、多くの避難所を開設するためには、やはり職員の人数もそれに合わせて必要になってくるのではないかなというふうに思います。人手が足りないから避難所を増やせないというのは、それでは町民が困るわけです。

これは、そのときにならなければ職員が何人出てこられるのか分かりませんので、どうすれば避難場所を増やせるのか、また運営できるのか検討して、安心して避難できるようにすべきだと思いますが、それはこれからの計画の中で盛り込まれていくんでしょうが、今時点での考えはどのように考えるんでしょうか。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） お答えいたします。

市川議員のご指摘のとおりでして、私も5キロ圏内に居住しておりますけれども、果たして役場に到着できるかというような危惧もあることは事実でございます。

先ほどの避難所の話と同じなんですけれども、災害の内容、規模、それからどういうタイミングで起きるかということの一つ一つ対応していくというのが、なかなか計画の上では難しいというところがございます。

避難所の数を増やせばというようなことなんですけれども、今、役場に150人近い正規職員がいる、保育士さんも含めて、いたとしても、この7か所を全部維持できるかというのは非常に不安が伴います。

ですので、先ほど言ったように、令和3年につくりました、支援が来たときの受援計画というのが大事になってきます。どのくらい的人数がどこからどういうふうに入ってくるかというようなものを、筋道を立ててこうやって配分していくというところ、ここが非常に重要になるだろうと考えております。

というのは、議員もご指摘のとおり、我々自体がそれに動けるかどうかちょっと分からないというところもありますので、こういったところはしっかりやらなきゃいけないなというふうには考えております。

現在、総務課に元自衛官の職員が1人、採用されて入ってきております。この人物は、東日本大震災のときに被災地支援で実際に行っています。

最初の数日間はまさに大混乱で、情報伝達、そういった経路、そういった計画をつくっていたものが全て遮断されてしまっていたので、何をやっていいのかが非常に困難が伴ったというような実体験がございますので、そういった話なども参考にしながら、先ほど言いましたように防災計画とBCP——業務継続計画と受援計画、こういったものをばらけてつくるんじゃなくて、なるべく関連性を持たせて一つに収まるような工夫をしたいと、私は今はそのように考えておるところでございます。

今後の取組でそういったところをしっかりとやりたいと考えておりますので、よろしくお願い

いたします。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 被災した場合には、やはり応援が来るまで、ほかの自治体との連携、応援に来てくれるというふうになっているわけですが、その応援が来るまで、すぐ来るわけではないですから、それまでの間はもう何としても町の職員のいる方々で、何とか避難所の運営をしたりとかしていかなければならないわけなので、応援が来るまでの期間中、少ない人数で運営していけるように、そしてどんなときでも町民が不安にならないように対応できるような体制を今後、整えていっていただきたいなというふうに要望したいと思います。

質問を終わります。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、14番市川隆子君の一般質問を終結いたします。

今期定例会に通告されました一般質問は全部終了いたしました。

ここで休憩いたします。

再開は15時10分といたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第7、承認第1号 令和6年度白子町ガス事業特別会計第3回歳入歳出補正予算の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、今議会に提案しました各議案について説明いたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

令和6年度白子町ガス事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について緊急執行を要したの

で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年3月5日提出。

白子町長、石井和芳。

これはガス事業所長からの内容説明をいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

令和6年度白子町ガス事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について内容説明いたします。

専決処分の理由であります。政府の実施する電気・ガス料金負担軽減支援事業の適用と実施までの期間が短く、予算執行の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年1月7日付で専決処分したものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条の収益的収入及び支出から、国の政策追加に伴い、1立方メートル当たり税込み10円の政府支援単価を、特別供給条件の適用により、2月検針分から値引きを実施するものがあります。

収入より、1款ガス事業収益からは、補正額56万3,000円の減額により3億1,326万9,000円とするもので、内容につきましては実施計画にてご説明をさせていただきます。

次に、支出より、1款ガス事業費用からは345万2,000円の増額により3億383万9,000円とするものです。

なお、今回の補正につきましては、資本的収入及び支出についての補正はございません。

続きまして、2ページの実施計画をお開き願います。

収入でございますが、1款ガス事業収益、1項製品売上、1目ガス売上より政府の実施する電気・ガス料金負担軽減支援事業に参画し、令和6年度事業としまして、2月検針分から3月検針分までの税込みガス料金値引き見込額を618万円減額し、2億7,804万8,000円とするものでございます。

3項営業外収益、2目補助金収入では561万7,000円を増額し2,207万5,000円とするもので、電気・ガス料金負担軽減支援事業に伴う令和2年2月から3月検針分に係るガス料金の値引き原資として、消費税相当額分を除いた補助金収入561万7,000円を増額するものです。

次に、支出でございますが、1款ガス事業費用、5項営業外費用では345万2,000円を増額

し661万2,000円とするもので、2目消費税及び地方消費税では、電気・ガス料金負担軽減支援事業に係る影響額と建設投資において生じた繰越し事業に係る影響により305万1,000円の増額と、3目雑支出より2月から3月までの電気・ガス料金負担軽減支援事業による補助金において、補助金収入に係る特定収入割合が5%を超えるため控除対象外消費税が生じ、その見合い分40万1,000円を増額するものでございます。

次に、4ページ、5ページをお開き願います。

予定損益計算書でございます。

1、営業収益から6、特別損失までを合計した当年度純利益は、5ページの下から3段目、消費税等を除いた今回の補正予算である40万1,000円を下方修正した382万5,000円を予定し、純利益の全額を前年度繰越欠損金に充て、最下段の当年度未処理欠損金711万4,582円を予定するものであります。

なお、6ページ、7ページに予定貸借対照表を添付してございますのでご参照ください。

以上で専決処分しました承認第1号 令和6年度白子町ガス事業特別会計第3回歳入歳出補正予算の内容説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 提案理由、内容説明が終了いたしました。

これより承認第1号 令和6年度白子町ガス事業特別会計第3回歳入歳出補正予算の承認を求めることについて、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎諮問第1号及び同意第1号の上程、説明、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第9、同意第1号 白子町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 引き続き、提案いたしました議案について説明いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和7年3月5日提出。

白子町長、石井和芳。

記載のとおり、氏名、長島正明、住所、白子町剃金533番地、生年月日、昭和35年9月25日。再任をお願いするもので、経歴は経歴書をご参照ください。

次に、同意第1号 白子町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白子町固定資産評価審査委員会委員については、次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年3月5日提出。

白子町長、石井和芳。

記載のとおり、氏名、渡辺昭英、住所、白子町浜宿382番地、生年月日、昭和31年1月11日。新たに選任をお願いするもので、経歴は経歴書をご参照ください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

諮問第1号は、原案による者を適任者として認めることに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、諮問第1号は原案による者を適任者として認めることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

同意第1号 白子町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第1号は、原案による者を適当と認めることに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第14号～議案第18号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第10、議案第14号 令和6年度白子町一般会計第6回歳入歳出補正予算について、ないし日程第14、議案第18号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第3回歳入歳出補正予算についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 引き続き、提案いたしました議案について説明いたします。

議案第14号 令和6年度白子町一般会計第6回歳入歳出補正予算について、詳細は企画財政課長より内容説明をいたします。

次に、議案第15号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計第4回歳入歳出補正予算について、詳細は住民課長より内容説明をいたします。

続いて、議案第16号 令和6年度白子町後期高齢者事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について、こちらも詳細は住民課長より内容説明いたします。

続いて、議案第17号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について、詳細は健康福祉課長より内容説明をいたします。

続いて、議案第18号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について、詳細は環境課長より内容説明をいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第14号の内容説明について、企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） 議案第14号 令和6年度白子町一般会計第6回歳入歳出補正予算について内容を説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,032万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ56億9,168万3,000円とし、併せて繰越明許費の追加及び地方債の変更を行うものです。

まず、繰越明許費について説明いたしますので、8ページをお開きください。

第2表、繰越明許費は、2款総務費、1項総務管理費、一般管理事業（顧問弁護士委託）43万円及び町民生活支援商品券配布事業5,835万円、町制施行70周年記念事業（温泉PR事業）50万円、3款民生費、1項社会福祉費、低所得世帯支援給付金支給事業5,520万円、2項児童福祉費、子ども第三の居場所事業5,400万円、4款衛生費、1項保健衛生費、出産子育て応援事業（妊婦支援システム委託）83万9,000円、5款農林水産業費、1項農業費、県営農村地域防災減災事業3,000万円、7事業を合わせて1億9,931万9,000円につきまして年度内に完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものです。

次に、地方債の変更等について説明いたします。

県営湛水防除事業を80万円減の110万円に、県営農村地域防災減災事業を2,600万円増の3,470万円、道路整備事業を650万円減の790万円に、橋梁整備事業を450万円減の250万円、臨

時財政対策債を428万5,000円減の1,071万5,000円に、それぞれ事業費の確定等により変更するものであり、起債の方法、利率及び償還の方法については変更ありません。

それでは引き続きまして、歳入歳出の内容についてご説明させていただきます。

初めに、歳出より主なものにつきて説明いたします。

24ページをお開きください。

2款総務費、1項1目の一般管理費の減は、LED防犯灯リース料の減、副町長不在に伴う25ページの特別職人件費の減が主なものです。

5目の財産管理費の減は、26ページの庁舎増築棟屋根防水改修等工事費の減が主なものです。

26ページをお願いします。

6目企画費の増は、備品購入費の減、27ページのふるさと納税推進事業の増、町民生活支援商品券配布事業の増、地域活性化起業人事業の減が主なものです。

28ページをお願いいたします。

防災行政無線費の減は、子局バッテリー交換業務委託料の減が主なものです。

29ページをお願いします。

9目情報化推進事業費の減は、ホームページリニューアル業務委託料の減が主なものです。

34ページをお願いします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の増は、重度心身障害者医療給付金の減、障害者自立支援給付費国庫負担金過年度返還金の増、35ページの更生医療給付費の減、障害者医療費国庫負担金過年度返還金の増、障害児入所給付費国庫負担金過年度返還金の増、事務員派遣委託料の増、36ページの低所得世帯支援給付金の増が主なものです。

36ページをお願いします。

4目国民健康保険費の減は、37ページの国民健康保険事業特別会計繰出金の減。

5目介護保険費の減は、介護保険事業特別会計繰出金の減によるものです。

6目後期高齢者医療費の減は、負担金、保険基盤安定繰出金の減が主なものです。

38ページをお願いします。

2項1目児童福祉総務費の減は、会計年度職員人件費の減が主なものです。

2目児童福祉施設費の減は、会計年度任用職員人件費の減、保育所児童福祉施設事業の減が主なものです。

39ページをお願いします。

3目児童措置費の減は、児童手当費の減、ひとり親家庭等医療費等給付金の減が主なものです。

41ページをお願いします。

4款衛生費、1項2目予防費の減は、個別予防接種委託料の減。42ページをお願いします。
新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴う国庫負担金過年度返還金の増が主なものです。

4目環境衛生費の減は、43ページの住宅用脱炭素化設備等設置補助金の減。

5目公害対策費の減は、小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金の減によるものです。

6目健康管理費の減は、検診委託料の減が主なものです。

44ページをお願いします。

2項2目コミュニティ・プラント処理費の減は、コミュニティ・プラント事業特別会計繰出金の減によるものです。

46ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費の減は、各事業の補助金及び交付金の減が主なものです。

47ページをお願いします。

5目農地費の増は、排水機場維持管理事業費補助金の増、48ページをお願いします、県営農村地域防災減災事業負担金の増が主なものです。

54ページをお願いします。

7款土木費、2項1目道路維持費の減は、舗装修繕工事費の減が主なものです。

2目道路新設改良費の減は、測量業務委託料、不動産鑑定評価業務委託料の減が主なものです。

55ページをお願いします。

3目橋梁新設改良費の減は、業務委託料の減、橋梁修繕工事費の減によるものです。

56ページをお願いします。

3項1目河川総務費の減は、排水機場維持工事費の減が主なものです。

57ページをお願いします。

4項住宅費、1目住宅管理費の減は、空家等実態調査業務委託料の減によるものです。

2目住宅建設費の減は、住宅対策総務事業の各種補助金の減によるものです。

58ページをお願いします。

5項都市計画費、1目都市計画総務費の減は、都市計画区域マスタープラン修正業務委託

料の減によるものです。

59ページをお願いします。

8款消防費、1項3目災害対策費の減は、備品購入費の減が主なものです。

60ページをお願いします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費の減は、子ども・子育て支援施設型給付費負担金の減、子育てのための施設等利用給付費の減が主なものです。

65ページをお願いします。

5項保健体育費、3目給食施設費の減は、会計年度任用職員人件費の減が主なものです。

67ページをお願いします。

11款公債費、1項2目利子の減は、利率見直し方式による借入金の利率減によるものです。

68ページをお願いします。

12款諸支出金、2項1目積立金の増は、財政調整基金積立金として地方財政法の規定による過去2年間分の繰越金に応じる余剰金積立て分1億460万円及び利子分126万8,000円を積み立てるものです。

70ページをお願いします。

4項1目積立金の増は、今後の起債償還金の増に備えるため、減債基金の積立てを行うものです。

73ページをお願いします。

7項1目積立金は、ふるさと応援基金の積立てを行うものです。

75ページをお願いします。

9項1目積立金は、公共施設整備基金として毎年度5,000万円を目標に積立てを行うものです。

以上が歳出の主なものでございます。

次に、歳入について主なものをご説明いたしますので、11ページにお戻りください。

1款町税は、2項固定資産税が土地家屋評価替えに伴う減価により減額としましたが、それ以外の1項町民税から6項入湯税まで増額を見込み、全体として131万円の増となっています。

12ページをお願いします。

2款地方譲与税、3款利子割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金は、決算見込みにより計上しております。

6 款法人事業税交付金から、13ページの10款地方特例交付金までは、県による推計を算定基礎としてそれぞれ増額の見込みを立てております。

11款地方交付税は、確定値により 1 億7,503万6,000円を増額しました。

14ページをお願いします。

13款分担金及び負担金、及び14款使用料及び手数料は、実績見込みにより追加補正を行いました。

15款国庫支出金、1 項国庫負担金の減は、1 目民生費国庫負担金の減が主なものです。

15ページをお願いします。

2 項国庫補助金の増は、1 目総務費国庫補助金の増、3 目衛生費国庫補助金及び4 目土木費国庫補助金の減が主なものです。

16ページをお願いします。

16款県支出金、1 項県負担金の減は、1 目民生費県負担金、17ページの3 目国民健康保険保険基盤安定県負担金及び4 目後期高齢者医療保険基盤安定県負担金の減が主なものです。

17ページをお願いします。

2 項県補助金の減は、2 目民生費県補助金、3 目衛生費県補助金及び4 目農林水産業費県補助金、18ページをお願いします、7 目消防費県補助金の減が主なものです。

17款財産収入、1 項2 目利子及び配当金は、基金利子の見込みの増によるものです。

19ページをお願いします。

18款寄附金、1 項1 目一般寄附金は1 個人、3 事業者から善意のご寄附金を頂いたものであり、2 目ふるさとしらこ応援寄附金はふるさと納税の増、企業版ふるさと応援寄附金は8 事業者から善意のご寄附金を頂いたものです。

19款繰入金、1 項基金繰入金の減は、1 目財調調整基金繰入金、2 目減債基金繰入金は、税収及び地方交付税などの歳入増を見込まれたこと、また事務事業の確定に伴う歳出見込みが減額となりましたことに伴い、繰り入れる金額を減少したことによるものです。

また、5 目ふるさとしらこ応援基金繰入金の減は、基金の充当先となる事務事業費の確定見込みに伴い減額するものです。

20ページをお願いします。

2 項2 目介護保険事業特別会計繰入金は、精算により増となるものです。

20款繰越金は、確定した前年度繰越金の本年度予算未計上分を計上するものであります。

21款諸収入は、1 項延滞金加算金及び過料から4 項雑入まで、当該各項目の実績見込みに

よるものです。

21ページをお願いします。

22款町債については、冒頭に説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上、歳出を賄う歳入の主なものとなります。

なお、77ページ以降に給与費明細書を添付してありますのでご参照ください。

以上で議案第14号の内容説明をさせていただきました。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第15号及び議案第16号の内容説明について、住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 議案第15号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計第4回歳入歳出補正予算について内容説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,543万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,066万5,000円とするものです。

主な内容を歳出よりご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

2款保険給付費7,543万5,000円の増額は、医療費の伸びに伴う療養給付費及び高額療養費の増によるものです。

続きまして、その財源となります歳入についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

4款県支出金159万1,000円の減額は、特定健康診査等負担金の額の確定に伴う減によるものです。

6款繰入金213万6,000円の減額は、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分の減によるものです。

7款繰越金7,853万9,000円は前年度繰越金となります。

7ページをお願いいたします。

8款諸収入65万2,000円は、特定健康診査等負担金の過年度返還金の増によるものです。

以上で国民健康保険事業特別会計第4回補正予算の内容説明を終わります。

続きまして、議案第16号 令和6年度白子町後期高齢者事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について内容説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,835万8,000円とするものです。

歳出からご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金253万4,000円の増額は、保険料確定による広域連合への納付金480万5,000円の増額と、基盤安定拠出金の227万1,000円の減額によるものです。

続きまして、その財源となります歳入についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料480万5,000円の増額は、広域連合が算出した保険料額を計上したのですが、保険料が当初見込みより増額したことにより増となったものです。

3款繰入金227万1,000円の減額は、保険料軽減額を賄う保険基盤安定繰入金について額の確定により減額するものです。

以上で後期高齢者事業特別会計第2回補正予算の内容説明を終わります。

議案第15号及び第16号につきましてご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第17号の内容説明について、健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） 議案第17号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ986万9,000円を増額し、総額を14億2,087万1,000円とするものです。

初めに、歳出よりご説明申し上げます。

9ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費5万1,000円の増額補正です。こちらは職員の通勤手当の増に伴う人件費の増であります。

続きまして、10ページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費500万円の増額補正です。こちらは居宅介護サービス給付費の増であります。

続いて、2目介護予防サービス給付費100万円の増額補正です。こちらは介護予防サービス

給付費の増であります。

続いて、4目居宅介護・介護予防福祉用具購入費及び住宅改修費250万円の増額補正です。

こちらは居宅介護・介護予防福祉用具購入費及び住宅改修費の増であります。

11ページをお開きください。

続いて、5目居宅介護サービス計画給付費200万円の増額補正です。こちらは居宅介護サービス給付費の増であります。

続いて、6目介護予防サービス計画給付費15万円の増額補正です。こちらは介護予防サービス計画給付費の増であります。

続いて、7目審査支払手数料4万円の増額補正です。こちらは審査支払手数料の増であります。

続いて、8目高額介護サービス等費20万円の増額補正です。こちらは高額介護サービス等費の増であります。

12ページをお開きください。

続いて、10目地域密着型介護・介護予防サービス給付費200万円の増額補正です。こちらは地域密着型介護・介護予防サービス給付費の増であります。

13ページをお開きください。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費等準備基金積立金1,490万円の増額補正でございますが、こちらは介護給付費等準備基金積立金になります。

14ページをお開きください。

5款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費905万円の減、2目介護予防ケアマネジメント事業費100万円の減です。これらは保険給付費と同様に、見込み量に差異が生じたことから、現在の利用状況に合わせた給付額に修正するものでございます。

16ページをお願いします。

5款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費843万2,000円の減です。地域包括支援センター委託料の減額による減です。

続いて、2目任意事業費50万円の減額補正です。こちらは成年後見制度利用支援事業費の減額補正であります。

18ページをお開きください。

6款諸支出金、2項諸支出金、1目一般会計繰入金101万円の増です。こちら一般会計繰入金への返還金です。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、6ページにお戻りください。

3款国庫支出金から7ページの7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目低所得者保険料軽減繰入金までにつきましては、歳出の2款保険給付費及び5款地域支援事業費に係るそれぞれの負担割合に応じて修正してございます。

続きまして、7款1項5目その他一般会計繰入金5万1,000円の増は、職員給与等繰入金の減額によるものです。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金245万6,000円の減ですが、基金からの繰入金は保険給付等に不足が生じなかったため減額いたします。

8款1項1目繰越金2,906万7,000円の増は、令和6年度の繰越金です。

8ページをお開きください。

9款諸収入、3項4目雑入101万5,000円の増額補正です。こちらは令和5年度介護認定審査会費還付金、成年後見人町長申立て費用の返還金でございます。

以上、令和6年度介護保険事業特別会計第3回補正予算の説明といたします。

なお、18ページ以降に給与費明細書を添付してございますのでご参照ください。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第18号の内容説明について、環境課長、金坂潤一君。

○環境課長（金坂潤一君） 議案第18号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第3回歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、予算総額に歳入歳出それぞれ316万8,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1,168万8,000円とするものでございます。

初めに、歳出についてご説明いたしますので、予算書8ページをお開きください。

1款総務費、2項1目維持管理費309万円の減額は、主な要因としましては工事費並びに原材料費の入札の差金による減額となります。

続きまして、歳入のご説明をいたします。

6ページにお戻りください。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料の80万円の減額となります。

続きまして、3款繰入金、1項1目一般会計繰入金237万6,000円の減額は、維持管理費の減額に伴い繰入金の減額をするものです。

なお、一般会計歳出補正予算書繰出金にて同額を計上しておりますことを申し上げます。

以上で白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第3回歳入歳出補正予算の内容説明を終わります。

ご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより議案第14号 令和6年度白子町一般会計第6回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 予算書の27ページ、まず最初に、地域おこし協力隊100万円の減額、そしてその次に、地域活性化起業人700万の減額、この辺の説明をお願いします。

それと、町民生活支援商品券配布事業5,835万、これは多分町民1人に、昨年とかその前もやったと思うんですが、5,000円の商品券を配布する事業だと思いますが、この事業はほかの事業に使うという考えはなく、昨年と同様な事業でいくということですか。その辺の回答をお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、地域おこし事業ですけれども、これは地域おこし協力隊の方が期間を終了し、その後独立する場合に100万円の補助をするという制度がありまして、ただ、今回申請を取りやめたことによる減額となります。

地域活性化起業人の負担金でございますけれども、これは地域活性化起業人を企業から派遣させていただき事業でございますけれども、その方が9月いっぱいその会社を辞めてしまいまして、それ以降、活性化起業人が不在となっております、その分を減額するものでございます。

町民生活の支援商品券の配布事業につきましては、やはり今の経済状況を踏まえて、広く皆さんに平たく配布したいという思いから、前回と同じような商品券の配布ということになりました。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、地域おこしと地域活性化起業人の説明は分かりました。

それでは、商品券のことなんですが、これの配布時期はいつ頃を考えているか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） 商品券の配布事業につきましては、これから印刷ですとか、それから郵便局等、発注もありますし、調整も必要だということになりますけれども、だから、いつとはちょっと言えませんが、調整が整い次第速やかに実施していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 分かりましたが、この後、5月にいろいろ選挙などを控えていますので、くれぐれもその前に配って、公金のばらまきなどと言われないようにしていただきたいと思いますので、その辺をよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第14号は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和6年度白子町国民健康保険事業特別会計第4回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第15号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和6年度白子町後期高齢者事業特別会計第2回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第16号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和6年度白子町介護保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第17号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和6年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第18号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は16時20分といたします。

休憩 午後 4時07分

再開 午後 4時20分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第19号～議案第24号の一括上程、説明、質疑

○議長（梅澤哲夫君） 日程第15、議案第19号 令和7年度白子町一般会計歳入歳出予算についてないし日程第20、議案第24号 令和7年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 引き続き、提案いたしました議案について説明いたします。

議案第19号 令和7年度白子町一般会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ63億2,400万円と定める。

令和7年3月5日提出。

白子町長、石井和芳。

これは企画財政課長より内容説明をいたします。

次に、議案第20号 令和7年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16億1,809万9,000円と定める。

令和7年3月5日提出。

白子町長、石井和芳。

議案第21号 令和7年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億395万2,000円と定める。

令和7年3月5日提出。

白子町長、石井和芳。

以上2議案は住民課長より内容説明いたします。

次に、議案第22号 令和7年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億7,783万1,000円と定める。

令和7年3月5日提出。

白子町長、石井和芳。

これは健康福祉課長より内容説明いたします。

次に、議案第23号 令和7年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億1,996万7,000円と定める。

令和7年3月5日提出。

白子町長、石井和芳。

これは環境課長より内容説明いたします。

次に、議案第24号 令和7年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について。

令和7年3月5日提出。

白子町長、石井和芳。

これはガス事業所長より内容を説明いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、概要説明を求めます。

議案第19号の内容説明について、企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） 議案第19号 令和7年度白子町一般会計歳入歳出予算について概要説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

令和7年度白子町一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ63億2,400万円を計上いたしました。前年度と比べ12億800万円、23.6%の増となりました。

それでは、第1表、歳入歳出予算に基づき説明いたします。

初めに、歳出予算から説明いたしますので、5ページをお開きください。

1款議会費は、前年度とほぼ同額の8,815万7,000円を計上いたしました。

2款総務費は、前年度と比べ5億3,935万6,000円増の14億4,146万8,000円を計上いたしました。1項総務管理費の増が主なものです。

3款民生費は、前年度と比べ6,005万6,000円増の17億3,363万2,000円を計上しました。1項社会福祉費及び2項児童福祉費の増によるものです。

4款衛生費は、前年度と比べ2,439万3,000円増の5億7,023万8,000円を計上しました。1項保健衛生費の増が主なものです。

5款農林水産業費は、前年度と比べ4,305万3,000円増の3億324万円を計上しました。1項農業費の増が主なものです。

6款商工費は、前年度と比べ3,195万2,000円増の1億7,564万8,000円を計上しました。6ページをお願いします。1項、商工費の増によるものです。

7款土木費は、前年度と比べ4,134万4,000円減の2億3,269万3,000円を計上しました。1項土木管理費、5項都市計画費の減が主なものです。

8款消防費は、前年度と比べ2,588万8,000円増の2億6,480万3,000円を計上しました。

9款教育費は、前年度と比べ5億3,247万6,000円増の10億3,472万円を計上しました。1項教育総務費及び4項社会教育費の増が主なものです。

11款公債費は、前年度と比べ824万3,000円減の3億6,710万8,000円を計上しました。

12款諸支出金は、前年度とほぼ同額の1億228万6,000円を計上しました。

7ページをお願いします。

13款予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上しました。

以上が歳出予算の概要であります。

続いて、歳入予算について説明いたしますので、2ページにお戻りください。

1 款町税は、令和 6 年度の実績を勘案し増収を見込みましたが、2 項固定資産税で家屋及び償却資産の課税標準額の減価により前年度を下回る予算計上となり、町全体で前年度と比べ351万8,000円減の13億759万円を計上しました。

2 款地方譲与税から、3 ページの10 款地方特例交付金まで合計 3 億8,570万1,000円で、前年度と比べ3,677万円の増となりました。県による見込額の試算結果を参考に計上しました。

11 款地方交付税は、国の動向を踏まえ、前年度と比べ3,500万円増の17億1,500万1,000円を計上しました。

12 款交通安全対策特別交付金は、前年度とほぼ同額を計上しました。

13 款分担金及び負担金は、学童クラブ利用料の減免を勘案し、前年度と比べ176万7,000円減の1,637万6,000円を計上しました。

14 款使用料及び手数料は、前年度とほぼ同額を計上しました。

15 款国庫支出金は、前年度と比べ10億786万6,000円増の 4 億4,412万7,000円を計上しました。

16 款県支出金は、前年度と比べ1,328万円増の 3 億6,635万5,000円を計上しました。

4 ページをお願いします。

17 款財産収入及び18 款寄附金は、前年度とほぼ同額を計上しました。

19 款繰入金は、前年度と比べ 5 億8,716万円増の10億9,850万円を計上し、歳出予算を賄う財源不足に対応しました。

なお、基金の趣旨に沿って、公共施設整備基金、ふるさとしらこ応援基金など、特定目的基金から効率的に繰入れを行いました。

また、町の保有基金の中心となる財政調整基金からの繰入金は、前年度と比べ 1 億9,137万円増の 5 億4,065万3,000円を計上し、令和 7 年度末の財政調整基金の保有残高は 8 億4,724万7,000円を見込んでいます。

21 款諸収入は、前年度と比べ7,760万3,000円減の5,299万3,000円を計上しました。

22 款町債は、前年度と比べ 5 億190万円増の 6 億3,330万円を計上しました。防災行政無線子局の更新による緊急防災・減災事業債や、青少年センター改修工事による脱炭素推進事業債の発行の増によるものでございます。令和 7 年度末の町債残高見込みは39億7,704万8,000円となります。

以上で議案第19号 令和 7 年度白子町一般会計歳入歳出予算について概要説明をさせてい

いただきました。

なお、歳入歳出予算の詳細につきましては、各常任委員会の場において各課から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第20号及び議案第21号の概要説明について、住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 議案第20号 令和7年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について概要説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度と比べ1.93%増の16億1,809万9,000円を計上いたしました。

それでは、第1表、歳入歳出予算に基づきご説明いたします。

初めに、歳出予算からご説明いたします。3ページをお願いいたします。

1款総務費は、1項総務管理費3,891万2,000円、2項徴税費283万円などを合わせまして4,184万1,000円を計上いたしました。前年度と比較して224万2,000円の減となります。

2款保険給付費は、1項療養諸費10億1,642万円、2項高額療養費1億5,040万円などを合わせまして11億7,487万3,000円を計上いたしました。前年度と比較して1,509万6,000円の増となります。

3款国民健康保険事業納付金は、1項医療給付費分2億4,764万8,000円、2項後期高齢者支援金分9,209万7,000円などを合わせまして3億6,970万5,000円を計上いたしました。前年度と比較して1,709万1,000円の増となります。

5款保健事業費は、特定健診や保健指導の実施などに係る経費で2,839万3,000円を計上いたしました。前年度と比較して68万9,000円の増となります。

以上が歳出予算の概要となります。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。2ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税は2億2,545万6,000円を計上いたしました。前年度と比較して753万円の減となります。減額の主な要因は被保険者数の減によるものです。

4款県支出金は、普通交付金、特別交付金などを合わせまして11億8,819万円を計上いたしました。前年度と比較して1,416万円の増となります。

6款繰入金は、一般会計繰入金など1億3,777万6,000円を計上いたしました。前年度と比較して497万3,000円の減となります。

7 款繰越金は6,520万4,000円を計上いたしました。

以上、議案第20号 令和7年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について概要説明いたしました。

続きまして、議案第21号 令和7年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について概要説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度比1.16%増の2億395万2,000円を計上いたしました。

それでは、第1表、歳入歳出予算に基づきご説明いたします。

初めに、歳出からご説明いたします。3ページをお願いいたします。

1 款総務費は、1 項総務管理費112万4,000円、2 項徴収費91万円を合わせまして203万4,000円を計上いたしました。前年度と比較し28万6,000円の増となります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、千葉県後期高齢者医療広域連合への納付金で2億121万6,000円を計上いたしました。前年度と比較し786万8,000円の増となります。

以上が歳出予算の概要となります。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。2ページをお願いいたします。

1 款後期高齢者医療保険料は1億5,391万8,000円を計上いたしました。前年度と比較して660万5,000円の増となります。

3 款繰入金は、事務費繰入金や保険基盤安定繰入金などを合わせまして4,933万2,000円を計上いたしました。前年度と比較して154万9,000円の増となります。

以上で議案第21号 令和7年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について概要説明させていただきました。

なお、議案第20号及び第21号の詳細につきましては、常任委員会でご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第22号の概要説明について、健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） 議案第22号 令和7年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億7,783万1,000円と定めるものであります。前年度と比較いたしまして1億202万7,000円の増でございます。

初めに、歳出からご説明申し上げます。12ページをお開きください。

1 款総務費5,363万7,000円、前年比223万4,000円の増です。主なものは、職員の人件費と13ページの会計年度任用職員の人件費でございます。

次に、16ページをお開きください。

2 款保険給付費、総額で13億6,194万2,000円を見込んでおります。前年比1億578万7,000円の増となっております。主なものは、1 項1 目居宅介護サービス給付費5億2,213万3,000円は、要介護1以上の認定を受けた方々が在宅で訪問介護サービスや通所サービス、短期入所などの各種の居宅サービスに要する給付費でございます。

3 目施設介護サービス給付費でございますが、3億5,489万3,000円、これは特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所に係る費用でございます。前年度の実績を加味して利用料を推計いたしました。

続きまして、17ページをお願いします。

5 目居宅介護サービス計画給付費6,401万3,000円、介護サービス利用のためのケアプラン作成に係る費用でございます。

18ページをお開きください。

8 目の高額介護サービス等費3,800万円は、サービス利用者が支払った1割から3割の負担額が一定の上限を超えたときに超過分を払い戻す費用です。また、低所得者には負担が過重にならないように軽減された上限額が設定されています。

9 目特定入所者介護・介護予防サービス費4,563万7,000円は、施設入所者等の食費や居住費の負担軽減に係る費用です。所得の低い方に負担の限度額を設定し、基準費用額と負担限度額の差額を介護保険で補うものです。

10目の地域密着型介護・介護予防サービス給付費3億451万8,000円は、29人以下の特別養護老人ホームやグループホーム、定員18人以下の通所介護サービスなどの利用に係る給付費です。

次に、21ページをお願いします。

5 款地域支援事業費は、要支援1または2の判定を受けた方の訪問介護と、通所介護の介護予防サービス給付費及び健常者の介護予防事業や地域包括支援センターを担う専門職3人の人件費等で、総額6,083万2,000円を計上いたしました。前年度比599万5,000円の減となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、7ページにお戻りください。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料は、65歳以上の方の保険料で 2 億7,771万5,000円を計上しております。前年度比243万3,000円の減です。

次に、3 款国庫支出金は、1 項国庫負担金と 2 項国庫補助金合わせまして 3 億4,337万9,000 円を計上いたしました。

8 ページをお開きください。

4 款県支出金は、1 項県負担金と 3 項県補助金を合わせまして 2 億84万8,000円を計上しております。こちらは歳出予算の 2 項保険給付費及び 5 款地域支援事業費に係るそれぞれの負担割合に応じて計上しております。

9 ページをお開きください。

5 款支払基金交付金 3 億7,378万1,000円につきましては、40歳から64歳までの第 2 号被保険者の保険料に相当するもので、社会保険診療報酬支払基金が一括して徴収し交付されるもので、保険給付費及び介護保険生活支援サービス事業の27%に相当する額を計上しております。

7 款繰入金につきましては、合計で 2 億8,197万9,000円を計上しました。主なものは、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金 1 億7,024万2,000円です。これは歳出の保険給付費及び地域支援事業費の町負担12.5%相当分でございます。

10ページをお開きください。

5 目その他一般会計繰入金5,336万1,000円は、本業務を行う職員の給料及び介護認定に係る事務費等でございます。

2 項基金繰入金3,253万5,000円は、保険料に繰り入れます。

以上、令和 7 年度の介護保険事業特別会計歳入歳出予算の説明といたします。

なお、給与明細書につきましては30ページ以降に掲載してありますのでご参照ください。

また、歳入歳出予算の詳細につきましては、3 月 6 日に開催されます厚生文教常任委員会で説明させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第23号の概要説明について、環境課長、金坂潤一君。

○環境課長（金坂潤一君） 議案第23号 令和 7 年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について概要説明をさせていただきます。

予算書 1 ページをお開きください。

今回の予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億１,９９６万７,０００円と定めるものであります。

初めに、主な内容を歳出よりご説明申し上げますので、１０ページをお開きください。

１款２項１目維持管理費１億１,５１５万８,０００円につきましては、クリーンセンターの維持管理費となります。主な内容の内訳としまして、１０節需用費３,９４１万８,０００円、１２節委託料４,５７０万２,０００円、１４節工事請負費２,４８８万２,０００円です。

続きまして、財源となります歳入についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、７ページにお戻りください。

２款１項１目使用料４,２００万１,０００円は、各クリーンセンターの使用料となります。

３款１項１目一般会計繰入金７,５７６万５,０００円を計上いたしました。

以上、令和７年度コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出の概要説明といたします。

なお、詳細につきましては、明日開催されます厚生文教委員会にてご説明させていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第２４号の概要説明について、ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 議案第２４号 令和７年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について概要を説明いたします。

予算書の１ページをお開きください。

第２条、業務の予定量でございますが、供給戸数の減少等を考慮し、１、期末ガス供給戸数を昨年度より１０戸減の２,８７０戸、２、年間ガス販売量を２万立方メートル減の２５８万立方メートルに、３、一日平均ガス販売量を７,０６８立方メートルに定めさせていただきました。

次に、第３条、収益的収入及び支出の収入より、第１款ガス事業収益を３億１,０９８万１,０００円。主なものとして第１項の製品売上では、ガス使用料金として２億９,７７４万７,０００円。

次に、第３項営業外収益では、ガス料金の値引きに適用した政府補助金収入等を含め５８０万１,０００円を見込むものです。

支出では、第１款ガス事業費用３億４１０万４,０００円。主なものとして、第１項、売上原価では、ガスの仕入れに係るもので１億１,７５７万５,０００円。

第２項供給販売費では、職員人件費や委託作業費等、安全・安定供給及び保安に関するもので１億３,５３４万９,０００円。

第３項一般管理費では、全般的な管理業務に要する費用として３,４２８万７,０００円を予定するものです。

次に、2 ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出でございますが、収入より、第1款資本的収入を1,500万1,000円、支出では、本館入替え工事等への建設改良費用及び企業債の元金償還費用として、第1款資本的支出を9,049万7,000円とするものです。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額7,549万6,000円を過年度分損益勘定留保資金1,750万9,000円、当年度分損益勘定留保資金5,387万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額410万8,000円で補填する見込みでございます。

次に、第5条では建設投資の財源として借り入れる企業債の限度額を1,500万円とするものです。

なお、借入れ方法等につきましては記載のとおりでございます。

以上で令和7年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

なお、詳細につきましては、他会計同様に常任委員会でご説明をさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で概要説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第19号ないし議案第24号については、議会運営委員会で決定したとおり、最初に総括質疑を行い、詳細な調査、審査についてはお手許に配布してある議案付託表のとおり、常任委員会に付託したいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号ないし議案第24号については、最初に総括質疑を行い、詳細な調査、審査については常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

本日の会議を、議事の都合により延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は延長することに決定いたしました。

これより議案第19号 令和7年度白子町一般会計歳入歳出予算について、総括質疑を行います。

総括質疑は、一般会計予算全体に関する質疑だけとし、予算書に記載している個別具体的な事務事業についての質疑は委員会において行うこととしてください。

総括質疑、いかがでしょうか。

9 番宗島理仁君。

○9 番（宗島理仁君） まず、説明でもありましたけれども、確認をしながら 1 回目の質問をさせていただきたいと思います。

一般会計の総額が、令和 6 年度の 51 億 1,600 万円から比べると 12 億 800 万円増額の 63 億 1,400 万円になっています。歳入予算の内訳を見ると、大きなところで基金繰入金と町債がどちらも 5 億円以上の増額をしています。

基金繰入金の中で、財政調整基金が前年度から比べ 1 億 9,137 万円増額の 5 億 4,065 万 3,000 円になっています。この財政調整基金は、市町村等の自治体において財源不足や突発的な財政需要の増加といった財政リスクに対応するために積み立てられた基金です。令和 5 年度決算書を見ると、財政調整基金の年度末残高は 14 億 5,690 万円になっています。

まず、令和 7 年度に取り崩した主な理由と金額、小学校統合準備事業以外に主な事業は何か、そしてもし細かいのであれば、その要因は何であったのかを伺えればと思います。

なお、先ほど説明もあったんですけれども、確認の意味で並びにこの取崩しによって、基金残高はどのようになるのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） ただいまのご質問にお答えします。

財調の 1 億 9,137 万円の内訳につきましては、主にはこれといったあれはないんですけれども、やはり人件費、それから物件費、あるいは全般的な扶助費とかの増に伴うものが主なものだと思いますが、大変申し訳ありませんが、詳細についてはちょっとすみません、まず資料がございませんのでお答えできませんが、申し訳ございません。

基金残高につきましては 8 億 4,724 万 7,000 円でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 9 番宗島理仁君。

○9 番（宗島理仁君） ありがとうございます。

詳細についてはまた、多分総務常任委員会でやっていくと思うんですけれども、一般的に、財政調整基金は標準財政規模の 10% が適正とされています。また、第 5 次白子町行財政経営適正化プランを見ると、中期財政計画に基づき、将来の財政状況を把握した上で、町債発行

額の抑制や特別会計の経営健全化を図り、一般会計からの繰出金の抑制に努めるなど、将来にわたって健全で安定的な財政運営を行うとしています。

このプランの中では、財政調整基金の令和7年度末残高は11億5,000万円を目標にしています。この物価高騰だったり、扶助費、人件費の高騰、福祉、教育に、そのところに重点に取り組まれてきた経緯は理解できますが、予算編成において改善すべき点はなかったのか。特に、大型事業の実施において予算の精査はどのように行ったかについて伺います。

また、この基金の取崩しに関しても運用のルールはないのか、伺えればと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） ご質問にお答えします。

当然のごとく、限られた財政を有効に活用するという意味では、やはり基本方針として、施政方針でも申し上げました3つの柱ですね、これをこの施策については重点的に予算計上していくというものでございます。できるだけ無駄なものは削減して行って、効率的な財政運営をするために編成方針は行っております。

それから、基金のルールでございますけれども、標準財政規模の10%というのは特に今のところございません。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） ぜひ、ここから先は要望を含めながらのあれになってくるんですけども、近い将来、労働可能な世代の人口が不足し、税収の減少等の影響から、町の財政規模の縮小傾向は避けられないと見込まれています。こうした中で、質の高い行政サービスを維持しながら、町のさらなる を行っていくということは、言うまでもなく安定した財政基盤があってこそだと思います。

町が進めているデジタル田園都市国家構想総合戦略において、政府は地方公共団体の自主性と創意工夫を重視して、デジタル技術の活用や産学官金労言の連携強化など、より包括的な地域づくりが支援の対象となっています。すなわち、地域を構成する多様な主体の協力・連携がより必要になってきます。

自治体間での競争を勝ち抜き、有利な補助金を獲得する、交付税措置等がある有利な起債を活用していく、このように厳しい財政状況の中でも、事業の取捨選択を行い、適正規模の予算編成を行っていくべきだと思いますが、見解を伺えればと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） ただいまの宗島議員のご指摘のとおり、適宜進めていければというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） ぜひとも、基金の運用のルールも定めることを見据えながら、適正規模な予算編成を行っていければと思います。

さらに、またこの後、あした以降、常任委員会があるんですけれども、いつも執行部の皆さん丁寧な説明あるんですけれども、今回も大きな事業に関してはその根拠となる財源の説明を、よりいつも以上に丁寧な説明をしていただければということを要望して質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 他にありますか。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 町長並びに総務課長にお聞きをしたい点がありました。

施政方針を見させていただいて、3つの柱というふうに、3点の柱となっている中で、まず1点目を見ただけで判断したことなんですけれども、この1点目の事業を遂行していくためには、実は住民課、健康福祉課、建設課、教育課とも4課にまたがるというふうになっています。以前から求めていたんですけれども、まずは、4課にまたがる1点目の事業を遂行していくために、横断的な連携が図れているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、これらについて以前から町長もおっしゃっていましたが、事務の分掌の一元化を図ろうというふうな努力が、この1年間されたのかと。結局、去年と同じですので、一元化をしよう、しようというふうにおっしゃっていましたが、これについて事務の効率化がどこまで図れたのかというふうなことをお聞きして、図れなかったから、4課になったから、じゃ、横断的な部分での連携が図れているのかということをお聞きしたいというふうに思います。

それから、事業の中で、DXの推進することによって、より事業の生産性を図るという言葉が、実は今回配られたどこかにあったんです。すごいなと思ったのは、公的な事業をしていく中で生産性を求めていく、効率を求めて、要はより少ない人数で、DX事業を使うことによって事業の効率を図っていくんだというふうに受け取っていますけれども、こうなってくると、総務課長としてはやはりいろんな事業の点検をもう一回して、事務を効率的に遂行していくことが必要なのではないかというふうに思いますが、このDXの推進事業を含めて、

これらの取組が、今回やっていけるのかどうかということを含めてお聞きをします。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、各課横断的な取組というのは、行財政改革の委員会等でもいつも話題になっておるところでございますけれども、ここについては十分な注力をしておって、従前と比べますと、よく連携が取れてきているんだと思います。

特に、住民課の子育てと教育委員会、それから住民課と健康福祉課、乳幼児から妊産婦、そういったところの連携、そういったところはかなり取れてきていると思います。

それから、子育て支援課というようなことで、従前から町長が申し上げておりましたけれども、そちらについては諦めたということではなくて、教育委員会、教育長などとも協議をしたんですけれども、学校統合化がある程度のスケジューリングの中に入ってきておりますので、こういった統合と併せて子ども教育課、長生村さんがやっておりますけれども、こういったところが一応視野に入ってきて、それができるんじゃないかということで、今それを見据えた上での手続と、こういうことになっております。ただ、近々にそういう体制が取れるとはちょっと考えておりません。

それから、D X推進に関しましての事務事業の見直しというのは、デジタル田園都市国家構想ということで、新たに総合戦略が変わったんですけれども、そういった中でこのD X化による事務の効率化、いわゆる地方公共団体も地方の人口も財政規模も縮小していく中で、D X化によって今よりも効率のよい行政運営をなさいというところが大前提になってきますので、そういうところでD Xの推進ということになってきております。

企画財政課の情報統計係というところがあるんですけれども、そこが旗を振って、デジタル庁の29業務ですとか、そういったところは既に終わってきているところがございます。この後、そういったマイナンバーカードとの連携ですか、そういった独自のものとか、そういったものも進めていかなくてもならないと。

先ほどの令和6年度補正予算で、大多和正之議員から、活性化起業人の700万円の減額が出ました。これ実はD X推進の大変優秀な人材であったんですけれども、実は所属していた企業を退職されてしまったということで、非常に大きいところでございます。D Xの推進についても若干の影響が出ようかと思っておりますけれども、今それに代わるような起業人の募集なども進めておりますので、そういったところを見ながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） DXの推進というのは、人材不足を賄う大きな戦力になるというふうに思っていますので、どの地方自治体もみんな取り組んでいくことですので、本当にそういう事務の効率化を図る、できるだけ横断的なものはやめて、一つの課で全て終了していくというふうなことがこれからの行政の在り方というふうに思っていますので、町長も随分そういうことをおっしゃっていましたので、ぜひこういうことを含めて町政の運営、あるいは予算編成をしていってほしいというふうにお願いをします。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

総括質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

次に、議案第20号 令和7年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について総括質疑を行います。

先ほど同様、総括質疑は国民健康保険事業特別会計予算全体に関する質疑だけとしてください。

総括質疑、いかがですか。

（なしと呼ぶ声あり）

総括質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

次に、議案第21号 令和7年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について総括質疑を行います。

先ほど同様、総括質疑は後期高齢者事業特別会計予算全体に関する質疑だけとしてください。

総括質疑、いかがですか。

（なしと呼ぶ声あり）

総括質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

次に、議案第22号 令和7年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について総括質疑を行います。

先ほどと同様、総括質疑は介護保険事業特別会計予算全体に関する質疑だけとしてください。

総括質疑、いかがですか。

（なしと呼ぶ声あり）

総括質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

次に、議案第23号 令和7年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について総括質疑を行います。

先ほど同様、総括質疑はコミュニティ・プラント事業特別会計予算全体に関する質疑だけとしてください。

総括質疑、いかがですか。

(なしと呼ぶ声あり)

総括質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

次に、議案第24号 令和7年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について総括質疑を行います。

先ほど同様、総括質疑はガス事業特別会計予算全体に関する質疑だけとしてください。

総括質疑、いかがですか。

(なしと呼ぶ声あり)

総括質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

◎休会の件

○議長（梅澤哲夫君） 日程第21、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日3月6日から3月11日までを、常任委員会の開催及び議案審査のため休会にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、明日3月6日から3月11日まで休会することに決定いたしました。

議員各位に申し上げます。

総務常任委員会は7日金曜日、産業建設常任委員会は7日金曜日、厚生文教常任委員会は6日木曜日に開催しますのでよろしくお願いいたします。

なお、所属していない委員会に対する質疑事項については、委員間で相談・協議の上、所

属する議員へ質疑事項等を委任するなど対応をお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 本日の会議はこれをもって終了いたします。

3月12日は定刻より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散会 午後 5時13分

令和7年第1回白子町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和7年3月12日（水）午前10時開議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 請願第 1 号 | アスベスト建材製造企業の基金拋出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書提出を求める請願書 |
| 日程第 2 | 議案第 1 号 | 白子町犯罪被害者等支援条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 2 号 | 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 白子町避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | 白子町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 白子町職員の育児休業等に関する条例及び白子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 9 号 | 白子町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 10 号 | 白子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 11 号 | 第3期白子町子ども・子育て支援事業計画の策定について |

- 日程第 13 議案第 12 号 白子町都市マスタープランの改定について
- 日程第 14 議案第 13 号 財産の取得について
- 日程第 15 発議案第 1 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 発議案第 2 号 白子町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 19 号 令和 7 年度白子町一般会計歳入歳出予算について
- 日程第 18 議案第 20 号 令和 7 年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 19 議案第 21 号 令和 7 年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 20 議案第 22 号 令和 7 年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 21 議案第 23 号 令和 7 年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第 22 議案第 24 号 令和 7 年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について
- 追加日程第 1 発議案第 3 号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から追加日程第 1 まで議事日程に同じ

出席議員（14 名）

1 番	大 塚 貴 充 君	2 番	前 田 充 浩 君
3 番	秋 葉 広 行 君	4 番	高 山 隆 一 君
5 番	長 島 誠 一 君	6 番	今 井 滋 則 君
7 番	大多和 正 夫 君	8 番	梅 澤 哲 夫 君
9 番	宗 島 理 仁 君	10 番	酒 井 良 信 君
11 番	今 関 勝 巳 君	12 番	大多和 正 之 君
13 番	大多和 秀 一 君	14 番	市 川 隆 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石 井 和 芳 君	教 育 長	御 園 正 二 君
総 務 課 長	大 矢 務 君	企画財政課長	齊 藤 貴 人 君
税 務 課 長	田 邊 健 治 君	建 設 課 長	齊 藤 雄 君
産 業 課 長	石 井 宏 樹 君	商工観光課長	北 田 和 弘 君
健康福祉課長	片 岡 秀 樹 君	環 境 課 長	金 坂 潤 一 君
住 民 課 長	増 井 角 栄 君	ガス事業所長	緑 川 栄 治 君
会 計 管 理 者	三 橋 久美子 君	教 育 課 長	岩 本 洋 之 君
生涯学習課長	渡 邊 昭 君	学 校 給 食 センター所長	三 橋 政 明 君

事務局職員出席者

議会事務局長	高 橋 庸 行	書 記	田 辺 悦 子
書 記	鈴 木 貴 文	書 記	芦 原 潤
書 記	上 代 智 也	書 記	中 古 珠輝也

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（梅澤哲夫君） これより本日の会議を開きます。

◎請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第 1、請願第 1 号 アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書提出を求める請願書についてを議題といたします。

紹介議員より趣旨説明を求めます。

2 番前田充浩君。

○2 番（前田充浩君） 皆さん、おはようございます。

それでは、請願第 1 号についてご説明申し上げます。

請願第 1 号、令和 7 年 2 月 19 日受理。

請願名、アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書提出を求める請願書。

請願者、千葉土建一般労働組合、長生支部、執行委員長、稲垣泰道。

紹介議員、前田充浩。

白子町議会議長、梅澤哲夫様。

趣旨といたしまして、建設業従事者のアスベスト被害に対し、最高裁は国の違法と大手アスベスト建材製造企業 10 社の賠償を認める判決を下しました。その後、国はいわゆる建設アスベスト給付金法を成立させ、給付金による支援を開始いたしました。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、アスベスト建材製造企業の拠出を定めていません。また、同法附則第 2 条には、「必要あると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置をとる」とされています。

同時に、同法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支給対象には、屋外で主に働いた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が入っていません。

よって、建設アスベスト被害者の全面救済を図るため、建設アスベスト給付金法の改正を早期に行う必要があり、国への意見書提出を求めるものです。

以上のことから、本件のアスベスト建材製造企業の基金拋出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書提出を求める請願書に賛意を示し、紹介の任を務めることといたしました。

議員各位のお手許に、資料として請願書全文の写しを添付してありますので、長文ではありませんがご高覧いただき、この請願の趣旨にご賛同の上、採択賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

請願第1号 アスベスト建材製造企業の基金拋出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書提出を求める請願書については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、請願第1号 アスベスト建材製造企業の基金拋出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書提出を求める請願書について、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第1号、アスベスト建材製造企業の基金拋出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書提出を求める請願書について、原案に賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

◎議案第1号～議案第10号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第2、議案第1号 白子町犯罪被害者等支援条例の制定について
ないし日程第11、議案第10号 白子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 皆さん、おはようございます。

それでは、今議会に提案いたしました各議案について説明いたします。

議案第1号 白子町犯罪被害者等支援条例の制定について、詳細は健康福祉課長より内容説明をいたします。

次に、議案第2号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、詳細は企画財政課長より内容説明いたします。

続いて、議案第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第5号 白子町避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 白子町職員の育児休業等に関する条例及び白子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 白子町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の制定について、以上7議案の詳細は総務課長より内容説明をいたします。

続いて、議案第10号 白子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、詳細は住民課長より内容説明いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第1号の内容説明について、健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） 議案第1号 白子町犯罪被害者等支援条例の制定について、提案理由をご説明いたします。

誰もがある日突然、犯罪被害者やその家族、遺族になり得る恐れがあります。犯罪被害者等は命を奪われ、家族を失い、障害を負わされ、財産を奪われるといった直接の被害に加え、周囲の無理解による配慮に欠けた対応などによって、間接的な被害にも苦しめられます。

それにもかかわらず、犯罪被害者等は長らく社会において十分な支援を受けてきたとは言えませんでした。このような状況の下、平成16年に犯罪被害者等基本法が制定され、犯罪被害者等に対する支援などに関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されました。

また、千葉県においても令和3年4月1日に千葉県犯罪被害者等支援条例が制定されています。今回の提案は、町の犯罪被害者等への総合的な支援を町が推進していくため、必要な事項について定める条例の制定でございます。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。

第1条は、基本法に基づき、町が国や県及び関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた支援を総合的に推進することで、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図るということを目的とした規定でございます。

第2条は、本条例における用語について、その意味を明確にし、解釈に疑義が生じないように定めております。

第3条では、基本理念として、犯罪被害者等の支援を推進するに当たっての基本となる考え方を定めています。

第4条は、町としての責務を規定しております。犯罪被害者等の支援に係る関係機関と連携、協力し、施策を円滑に実施するよう定めたものであります。

第5条は、町民等の役割を規定いたしております。犯罪被害者等がいわれのない二次被害に遭わないよう、犯罪被害者等が置かれた苦境を町民が理解し、支援に協力するよう努めていくことを定めたものであります。

第6条は、町が犯罪被害者等からの相談に応じるに当たり、町が必要な措置を講じること

を定めたものであります。

第7条は、見舞金の支給について定めております。

第8条は、犯罪被害者等の安全の確保、第9条は、犯罪被害者等の支援を行うための人材育成について、第10条は、民間支援団体への支援について、第11条は、町民等への理解促進、第12条は、犯罪被害者等における関係者からの意見反映について、それぞれ町の責務を定めるものでございます。

第13条は、委任規定で、この条例に規定されている事項のほかに必要な事項がある場合、町長が規則で別に定めることを規定したものでございます。

最後に、この条例の施行期日でございますが、令和7年4月1日からとするもので、その日以降の犯罪被害から適用するものであります。

以上、趣旨にご賛同をいただきたいと存じますので、よろしくご審議を賜り、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第2号の内容説明について、企画財政課長、齊藤貴人君。

○企画財政課長（齊藤貴人君） それでは、議案第2号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、内容説明いたします。

恐れ入りますが、提出議案説明資料の1ページから2ページにかけてご説明させていただきますので、初めに1ページをご覧いただきたいと思います。

改正の内容ですけれども、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、白子町税条例及び白子町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例について、条項ずれが生じたため、引用条項の改正を行うものです。

この条例の施行期日につきましては、令和7年4月1日からとなっております。

新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上で、議案第2号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第3号ないし議案第9号の内容説明について、総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） それでは、議案第 3 号から議案第 9 号までの内容説明をいたします。

提出議案説明資料により、ご説明申し上げますので、説明資料の 2 ページをお願いいたします。

議案第 3 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、改正の概要ですけれども、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、監査委員に関する条例ほか 2 つの条例について、条項の繰下げが生じるため、引用条項の改正を行うものです。

施行期日は公布の日を予定しております。

お手許に新旧対照表を添付してございますので、ご参照願えればと存じます。

続きまして、議案第 4 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、同じく説明資料の 2 ページですけれども、改正の概要ですが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、自由刑のうち懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑に一本化する改正を行うものであります。

施行期日は令和 7 年 6 月 1 日を予定しております。

こちらもお手許に新旧対照表を添付してございますので、ご参照願います。

続きまして、議案第 5 号 白子町避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正の概要ですけれども、避難行動要支援者に対する避難支援等が円滑に行われますよう、必要な体制を整備するため、要支援者について基礎となる名簿を作成し、避難支援等の実施の際、必要な範囲内で利用及び提供ができると、このように定められておりますけれども、災害対策基本法で定められている避難支援等を実施するための個別避難計画についても避難行動要支援者ごとに作成し、この情報についても利用及び提供ができるように改正するものでございます。

また、要支援者の範囲に 70 歳以上の単身世帯の者及び 70 歳以上の世帯員のみで構成されている世帯のもので希望する方、こちらを追加し、円滑かつ迅速な避難支援等の強化を図るものでございます。

こちらもお手許に新旧対照表を添付してございますので、ご確認いただきたいと思います。

施行期日については、令和 7 年 4 月 1 日を予定しております。

続いて、議案第 6 号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、概要でございますけれども、説明資料の 3 ページをご覧くださいと思います。

ます。改正の概要、人事院勧告に基づくということで書いてありますけれども、大きな項目はその下をご覧くださいまして、まず①給料表です。

給料表を、国の人事院勧告及び県の人事院調査に関する報告及び勧告に基づきまして、給料表を新たなものに切り替えます。2点目といたしましては、扶養手当について、そこに記載の表のとおり改正するものでございます。

続きまして、3番、通勤手当について、1か月当たりの上限額を15万円まで増やすということでございます。それから、単身赴任手当について、採用に伴い単身赴任とすることになりました職員に対して支給いたします。それから、5番目として管理職員特別勤務手当、こちらの勤務時間帯を若干広げるものでございます。

続きまして、6番、期末・勤勉手当でございますけれども、支給月数をそこに記載の表のとおりにするものでございます。この期末・勤勉手当につきましては、12月定例会において、0.005月分について既に調整を行っておるところでございますけれども、令和7年度に関しまして整合性を図るため、このような表に改正するというところでございます。

4ページをお願いいたします。

7点目といたしまして、特定任期付職員の期末・勤勉手当については、下の表のとおり変更するというところでございます。支給月数については現行と変わりませんけれども、手当の名称を、今まで期末手当と呼ばれるものでしたけれども、期末手当と勤勉手当にそれぞれの月数分で分けるというような変更でございます。

8点目といたしましては、地域手当といたしまして、附則第32項により地域手当を支給しないということにしておりましたけれども、同項を削り、地域手当を支給することとするということでございます。

この条例改正については、令和7年4月1日を予定しております。

お手許に新旧対照表を添付してございますので、ご確認いただきたいと思います。

続きまして、議案第7号 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正の概要ですけれども、今申し上げました一般職の勤務手当と準ずるものでございますけれども、12月の改正で端数を調整してありますけれども、そちらを令和7年度を迎えるに当たりまして、月数の調整を行うものでございます。

こちらも施行期日は令和7年4月1日を予定しております。

新旧対照表をお手許に配布しておりますので、ご確認いただければと思います。

続いて、議案第8号 白子町職員の育児休業等に関する条例及び白子町職員の勤務時間、

休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、こちらにつきましては、人事院勧告に伴いまして民間の労働法制、こちらが関係しておるところでございます。

これは昨年来いろいろ議論されてきました、こども家庭庁でつくりましたこども大綱とか、そういったもので民間企業のいわゆる子供に費やす勤務時間、こういったものを増やすというような方針にのっとったもの、こちらが人事院勧告で国家公務員に反映されたことから、こちらについて地方公務員にも同様の改正を行うということでございます。

大きな改正点は下の点が3つございますけれども、1点目として、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、子の看護休暇等の見直し、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備ということで、大きく3点ほど掲げられております。

こちらにつきましても、お手許に新旧対照表を添付してございますので、ご参照願いたいと思います。

施行期日は令和7年4月1日を予定しております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

議案第9号 白子町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の制定について、改正の内容ですけれども、地方公務員法の一部を改正する法律の改正に伴い、条項ずれが生じましたので、引用条項の改正を行わせていただくものでございます。

施行期日は令和7年4月1日を予定しております。

お手許に新旧対照表を添付してございますので、こちらもご確認いただきたいと思います。

以上で、議案第3号から議案第9号まで7議案の内容説明を終了いたします。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第10号の内容説明について、住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 議案第10号 白子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明いたします。

提出議案説明資料の5ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、栄養士法の改正に伴い、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことから、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、栄養士を配置することを求めていたところ、今後は栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても、同要件を満たすことができるよう改正するものです。

なお、この条例の施行期日は令和7年4月1日からです。

改正条文につきましては、新旧対照表を併せて添付してございますので、ご参照ください。

以上で、議案第10号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、内容説明が終了いたしました。

これより議案第1号 白子町犯罪被害者等支援条例の制定について、質疑を行います。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 今、課長のほうから説明があったわけですが、第6条で、これは町が相談を受けた場合の対応というような、たしか説明があったと思うんですが、相談する場合は、まずどこで相談をするようになるのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） 市川議員さんの質問にお答えします。

相談窓口は、我が健康福祉課が窓口になることになります。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 健康福祉課の窓口ということなんですが、ご存じのとおり、町はあまりプライバシーを守れるようなところが現状ではないんですが、こういう犯罪被害を受けた方々ですと、余計にプライバシーを守らなければいけないということがあるんですが、その辺の対応はどうなのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） 犯罪被害者の方からご相談があった場合は、必ず個室、どこか空いている部屋のほうを用意しまして、そちらで相談のほうを期すように配慮したいと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） そういう形でプライバシーは何とか守れるということなんですが、例えばこれ、犯罪がないにこしたことはないのですが、ないことがいいんですけども、例えばそうやって犯罪に遭った場合、町でそういう相談窓口がありますよということをやはり周知していかなくちゃいけないと思うんですが、その点はどうなのでしょう。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） 今後、町の広報紙やホームページのほうに周知のほうを図っ

てきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 白子町避難行動要支援者名簿に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

12番 大多和正之君。

○12番（大多和正之君） まず、今まで地域手当が支給されなかった訳を教えてください。

それと、この地域手当を支給したときの影響額というのはどのぐらいか教えてください。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、大矢 務君。

○総務課長（大矢 務君） ご質問にお答えいたします。

今まで支給していなかったというのは、本来は支給できたんですけれども、附則の中で支給しない、当面の間しないという附則がありましたものですから、まずは支給していなかったということ、それから今回支給するということになったのは、人事院のほうから出た中に、支給対象の地域として郡内の町村がきれいに全部入りました関係がございましたので、支給しないという条項を削除して支給できるような体制をまず取ったということでございます。

本則の支給率については4%ということになっておるんですけれども、激変緩和措置というようなことで、今回、令和7年度については2%にとどめるというような考えでございます。こちらについては、長柄町は別ですけれども、それ以外の郡内の町村では統一して対応しようということでございます。

それから、影響額ですけれども、令和7年度当初予算書の172ページなんですけれども、そちらに金額が出ておりまして、それを見ますと職員手当の内訳ということで地域手当395万8,000円ということで計上しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 12番 大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 最近、白子町の職員の皆さんは結構途中で辞めちゃう人も多いみたいなので、できれば支給できるものは支給して、優秀な人材を確保してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 白子町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 白子町職員の育児休業等に関する条例及び白子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 白子町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 白子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

総務課長、大矢 務君。

○総務課長(大矢 務君) 先ほどの大多和正之議員の議案第6号のときの内容説明について若干修正をさせていただきます。

予算書の172ページと申し上げたんですが、こちら、会計年度任用職員しか金額は載ってお

りませんでして、171ページ、それから172ページに分かれて載っております。

一般職員分としては、地域手当、ほぼ1,000万円が計上されております。追加説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 正之議員、よろしいですか。

○12番（大多和正之君） はい。

○議長（梅澤哲夫君） ここで休憩いたします。

再開は10時55分といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時55分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第11号～議案第13号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第12、議案第11号 第3期白子町子ども・子育て支援事業計画の策定についてないし日程第14、議案第13号 財産の取得についてを一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、引き続き提案いたします議案について説明いたします。

議案第11号 第3期白子町子ども・子育て支援事業計画の策定について、詳細は住民課長より内容説明いたします。

次に、議案第12号 白子町都市マスタープランの改定について、詳細は建設課長より内容説明いたします。

続いて、議案第13号 財産の取得について、詳細は教育課長より内容説明いたします。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第11号の内容説明について、住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 議案第11号 第3期白子町子ども・子育て支援事業計画の策定について、内容説明いたします。

提出議案説明資料の5ページをお願いいたします。

本計画は、令和6年度で第2期計画が最終年度を迎えることから、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく市町村計画として本計画を策定し、令和7年度以降の子ども・子育て支援の方向性を定め、教育・保育や地域子育て支援の提供体制の整備を図るものです。

なお、計画の策定に当たりましては、子育ての当事者や、児童福祉、保育・教育関係者等から構成される白子町子ども・子育て会議を設置し議論や審議を重ね、さらにパブリックコメントなどを実施いたしました。

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間となっておりますが、実施状況につきましては点検を行いながら、必要に応じて変更等の措置を講じることとなっております。

以上で、議案第11号 第3期白子町子ども・子育て支援事業計画の策定について、説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第12号の内容説明について、建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） 議案第12号 白子町都市マスタープランの改定について、内容の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、提出議案説明資料5ページをご参照ください。

白子町都市マスタープランの改定につきましては、都市計画法第18条の2の規定に基づき、市町村が定める都市計画に関する基本的な方針を定める必要があり、既存の都市マスタープランを人口減少、少子高齢化など顕著な社会情勢の変化に対応させるために、その内容を改定するものでございます。

なお、改定に当たりましては、都市計画審議会に諮り、ご承認を得、パブリックコメントを実施しております。

計画の期間は、令和7年度から令和26年度までの20年間となります。

以上、議案第12号についての説明をさせていただきました。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、議案第13号の内容説明について、教育課長、岩本洋之君。

○教育課長（岩本洋之君） 議案第13号 財産の取得について、6ページをご覧ください。説明申し上げます。

令和6年4月1日に契約し取得した小学校教師用教科書、教師用指導書及び指導用教材に

ついて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第3条の規定により、予定価格700万円以上の財産については、議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ず買入れを行ったため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、追認の議決を求めるものです。

以上で、議案第13号 財産の取得について、説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、内容説明が終了いたしました。

これより議案第11号 第3期白子町子ども・子育て支援事業計画の策定について、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 白子町都市マスタープランの改定について、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第12号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 財産の取得について、質疑を行います。

13番大多和秀一君。

○13番(大多和秀一君) まずは、取得相手であります株式会社ヨロズヤ書店の選定理由と、郡内の様子、お分かりでしたらば、教えていただければと思います。

○議長(梅澤哲夫君) 教育課長、岩本洋之君。

○教育課長(岩本洋之君) ご質問のほうにお答えします。

長生郡内では、ここのヨロズヤ書店のほうが一括でやっている状況ですので、教科用の図書、指導用教材は、それ以外のところは取扱いがないのが現状であります。

以上になります。

○議長(梅澤哲夫君) 13番大多和秀一君。

○13番(大多和秀一君) ありがとうございます。了解いたしました。

○議長(梅澤哲夫君) ほかに質疑ございますか。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第13号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号及び発議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(梅澤哲夫君) 日程第15、発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第16、発議案第2号 白子町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

発議案第1号及び発議案第2号について、11番今関勝巳君。

○11番（今関勝巳君） それでは、発議案第1号についてご説明申し上げます。

発議案第1号。

令和7年3月5日。

白子町議会議長、梅澤哲夫様。

提出者、白子町議会議員、今関勝巳。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、大多和秀一、酒井良信、宗島理仁、今井滋則。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり白子町議会会議規則第13条の規定により提出します。

趣旨説明といたしまして、本件につきましては、現在の条例第5条第2項に規定する期末手当の支給率を100分の235から100分の230にしようとするものであります。

資料として新旧対照表を添付してありますので、ご参照願います。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

続いて、発議案第2号についてご説明申し上げます。

発議案第2号。

令和7年3月5日。

白子町議会議長、梅澤哲夫様。

提出者、白子町議会議員、今関勝巳。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、大多和秀一、酒井良信、宗島理仁、今井滋則。

白子町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり白子町議会会議規則第13条の規定により提出します。

趣旨説明といたしまして、本件につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に関わる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う対応のため、所要の改正を行うものであります。

資料として新旧対照表を添付してありますので、ご参照願います。議員各位のご賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、趣旨説明が終了いたしました。

これより、発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号 白子町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議案第2号 白子町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで、議会運営委員会開催のため、休憩いたします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の件

○議長（梅澤哲夫君） お諮りいたします。

お手許に配布した議題を日程に追加し、追加日程第１、発議案第３号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書を議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第１として発議案第３号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書を議題とすることに決定しました。

◎発議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 追加日程第１、発議案第３号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書を議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

11番今関勝巳君。

○11番（今関勝巳君） それでは、発議案第３号についてご説明申し上げます。

発議案第３号。

令和７年３月12日。

白子町議会議長 梅澤哲夫様。

提出者、白子町議会議員、今関勝巳。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、大多和秀一、酒井良信、宗島理仁、今井滋則。

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律の改正を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり白子町議会会議規則第13条の規定により提出します。

趣旨といたしまして、本件につきましては、本日の会議冒頭、日程第1において、議員各位のご賛同をいただき、採択賜りました請願第1号に伴う発議案です。

国は、建設業従事者のアスベスト被害に対し、いわゆる建設アスベスト給付金法を成立させ、給付金による支援を開始しましたが、給付金の支給のみを定めたもので、アスベスト建材製造企業の拋出を定めていません。

また、支給対象者には屋外で主に働いた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が入っていません。よって、被害者の全面救済を図るため建設アスベスト給付金法の改正を早期に行う必要があり、内閣総理大臣をはじめ関係大臣に対し意見書を提出するものです。

資料として、お手許に意見書案を添付させていただきましたのでご参照願います。

議員各位のご賛同、よろしくお願いします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、趣旨説明が終了いたしました。

これより、発議案第3号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書について、質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議案第3号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号～議案第24号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第17、議案第19号 令和7年度白子町一般会計歳入歳出予算についてないし日程第22、議案第24号 令和7年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算についてを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました6議案は、先日の会議において各常任委員会に付託しております。これより各常任委員会での審査の結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、大多和秀一君。

○総務常任委員長（大多和秀一君） それでは、総務常任委員会に付託されました議案第19号 令和7年度白子町一般会計歳入歳出予算について、審査の経過と結果についてご報告をいたします。

令和7年度白子町一般会計歳入歳出予算の審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、所管する範囲に限り、本委員会に付託をされました。

第1回定例会の会期中、3月7日に会議を開催し、所管する総務課、企画財政課、税務課、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び議会事務局の予算について、町長をはじめとする執行部から詳細なる説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

審査の対象は、歳入として、予算項目の第1款町税から第22款町債のうち、他の常任委員会が所管する部分以外の全部であります。

また、歳出として、予算項目の第1款議会費、第2款総務費のうち交通安全に関わる一部や、第3項戸籍住民基本台帳費を除く全部、第8款消防費、第11款公債費、第12款諸支出金及び第13款予備費であります。

詳細は報告書をご参照いただきたいと思います。以上を踏まえ、採決の結果、賛成多数によりまして、本委員会は令和7年度白子町一般会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきものと結論に達しましたことをご報告いたします。

令和7年3月12日。

委員長、大多和秀一。

副委員長、長島誠一。

委員、今関勝巳、酒井良信、宗島理仁、大多和正夫、秋葉広行、大塚貴充。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおりご認定賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） ご苦労さまでした。

次に、厚生文教常任委員会の報告を求めます。

厚生文教常任委員会委員長、大多和正之君。

○厚生文教常任委員長（大多和正之君） それでは、厚生文教常任委員会に付託されました議案第19号 令和7年度白子町一般会計歳入歳出予算について報告いたします。

令和7年度白子町一般会計歳入歳出予算の審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、所管する範囲に限り本委員会に付託されました。

第1回定例会の会期中、3月6日に会議を開催し、所管する住民課、健康福祉課、環境課及び教育委員会の教育課、生涯学習課、学校給食センターについて、町長をはじめとする執行部から詳細になる説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

審査の対象は、歳入として所管する住民課、健康福祉課、環境課及び教育委員会、教育課、生涯学習課、学校給食センターの特定財源の全部であります。

また、歳出として、予算項目の第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費及び第2款第3項戸籍住民基本台帳費であります。

詳細は報告書をご参照いただきたいと思いますと思いますが、採決の結果、賛成多数によりまして、本委員会は、令和7年度白子町一般会計歳入歳出予算について原案のとおり可決するべきものと決定いたしましたことをご報告いたします。

令和7年3月12日。

委員長、大多和正之。

副委員長、大塚貴充。

委員、市川隆子、宗島理仁、大多和正夫、高山隆一、秋葉広行、前田充浩。

議員各位におかれましては、賛同の上、委員会報告書のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議案第20号 令和7年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について、ご報告いたします。

審査につきましては、第1回定例会初日の会議において本委員会に付託され、3月6日に会議を開催し、町長及び関係職員から詳細なる説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

審査は報告書をご参照いただきたいと思いますと思いますが、採決の結果、賛成多数によりまして、本委員会は令和7年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決するべきものと決定いたしましたことをご報告いたします。

令和7年3月12日。

委員長、大多和正之。

副委員長、大塚貴充。

委員、市川隆子、宗島理仁、大多和正夫、高山隆一、秋葉広行、前田充浩。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告書のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議案第21号 令和7年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算についてご報告いたします。

審査につきましては、第1回定例会の会議において、本委員会に付託され、3月6日に会議を開催し、町長及び関係職員から詳細なる説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

詳細は報告書をご参照いただきたいと思います。採決の結果、賛成多数により、本委員会は令和7年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたことをご報告いたします。

令和7年3月12日。

委員長、大多和正之。

副委員長、大塚貴充。

委員、市川隆子、宗島理仁、大多和正夫、高山隆一、秋葉広行、前田充浩。

議員各位におかれましては、賛同の上、委員会報告書のとおり認定賜りますよう、お願いいたします。

次に、議案第22号 令和7年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について報告いたします。

審査につきましては、第1回定例会の初日において、本委員会に付託され、3月6日に会議を開催し、町長及び関係職員から詳細なる説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

詳細は報告書をご参照いただきたいと思います。採決の結果、賛成多数によりまして、本委員会は令和7年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたことをご報告いたします。

令和7年3月12日。

委員長、大多和正之。

副委員長、大塚貴充。

委員、市川隆子、宗島理仁、大多和正夫、高山隆一、秋葉広行、前田充浩。

議員各位におかれましては、賛同の上、委員会報告書のとおり認定賜りますよう、お願い

いたします。

次に、議案第23号 令和7年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算についてご報告いたします。

審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、本委員会に付託され、3月6日に会議を開催し、町長及び環境課長など関係職員から詳細なる説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

詳細は報告書をご参照いただきたいと思いますと思いますが、採決の結果、全員賛成によりまして、本委員会は令和7年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたことをご報告いたします。

令和7年3月12日。

委員長、大多和正之。

副委員長、大塚貴充。

委員、市川隆子、宗島理仁、大多和正夫、高山隆一、秋葉広行、前田充浩。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告書のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） ご苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、今井滋則君。

○産業建設常任委員長（今井滋則君） それでは、産業建設常任委員会に付託されました議案第19号 令和7年度白子町一般会計歳入歳出予算についてご報告いたします。

令和7年度白子町一般会計歳入歳出予算の審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、所管する範囲に限り本委員会に付託されました。

第1回定例会の会期中、3月7日に会議を開催し、所管する産業課、商工観光課、建設課及び農業委員会の予算について、町長をはじめとする執行部から詳細なる説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

審査の対象は、歳入として所管する産業課、商工観光課、建設課及び農業委員会の特定財源の全部であります。

また、歳出として、予算項目の第2款総務費のうち、交通安全及びふるさと納税に関する一部、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費及び第10款災害復旧費であります。

詳細は報告書をご参照いただきたいと思いますと思いますが、採決の結果、全員賛成によりまして、

本委員会は、令和7年度白子町一般会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきとの結論に達しましたことをご報告いたします。

令和7年3月12日。

委員長、今井滋則。

副委員長、前田充浩。

委員、市川隆子、今関勝巳、酒井良信、梅澤哲夫、長島誠一、高山隆一。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議案第24号 令和7年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について報告いたします。

審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、本委員会に付託されました。

第1回定例会の会期中、3月7日に会議を開催し、ガス事業特別会計歳入歳出予算について、町長、ガス事業所長等関係職員から詳細なる説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

詳細は報告書をご参照いただきたいと思います。採決の結果、全員賛成によりまして、本委員会は令和7年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきとの結論に達しましたことをご報告いたします。

令和7年3月12日。

委員長、今井滋則。

副委員長、前田充浩。

委員、市川隆子、今関勝巳、酒井良信、梅澤哲夫、長島誠一、高山隆一。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会の報告が終了しました。

これより、議案第19号 令和7年度白子町一般会計歳入歳出予算の委員会報告について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 議案第19号 令和7年度白子町一般会計歳入歳出予算について反対の立場から討論します。

ここ数年、議会が求めてきた学校給食費の無償化が令和6年度の9月から実施されています。町外への就学やアレルギーで弁当持参の子供たちの分も補助され、さらには給食の質を落とさない地元食材の活用などの努力は評価したいと思います。

ただ、常任委員会でも質問がありましたが、町の補助金が減らされたことにより、そして補助金で飲食はできないとのことから、スマイルクラブなど町外へ出ても弁当を食べないで帰ってきたり、自分たちで調達しているとのこと。福祉団体でも、あんなに減っては今までできていた活動ができなくなると言われていました。補助金は適正に支出されなければなりません、補助金のあり方について検討する必要があると思います。

もう1点は、人口減の問題です。予算上では様々な事業に取り組んでいますが、イベントがほとんどないため、交流人口が減少しています。交流人口から移住や短期移住などへ人の流れを変えていくことが重要だと思います。交流人口を増やす努力をしながら、町が実施している各種事業に対し、各課が横の連携を図り、一つ一つをきちんと分析して効果的な活用をしていただきたいと思います。

以上の観点から、本案には反対いたします。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにございますか。

3番秋葉広行君。

○3番（秋葉広行君） 私は、令和7年度一般会計歳入歳出予算について賛成の立場から意見を申し上げます。

まず、先日行われた本会議の施政方針は3つの大きな柱でありました。1、将来を担う子供たちへの支援。2、安全、安心な生活の確保、そして3、自治体DXの推進です。

本予算の中には1番目の子供たちへの支援に関わる予算が多く占められています。その中でも注目すべきは、統合小学校の設計予算です。前議案第11号で承認されました、第3期子ども・子育て支援事業計画の29ページには、子供たちの育ちを切れ目なく支えていくとあり、次の30ページには、令和6年以降の出生数が毎年30名前後と考えられるとあります。

教育委員会はこの予想を超えた出生数に大きく危機感を持ち、小学校適正配置検討委員会を設け、諮問しその答申を受け、意見交換会、説明会を開催し、広くパブリックコメントを受け、町民の数多くの意見を募ったことはご承知のとおりです。

ご意見にはいろいろな指摘もあり、必ずしも賛成ばかりとは言えません。しかし、各学年1クラスが数年続いており、しかも1クラス10名の現実に近い将来我が白子町の3小学校に訪れようとしています。

言うまでもなく、人は人の中で育ち、成長していくものです。何と言っても子供たちには数多くの友人をつくってあげたいと考えます。近隣の町村では、いち早く睦沢町、長南町、茂原市において検討を重ね、小中学校の統廃合が行われております。

白子町においても、本年度中には小中連携を念頭において小学校適正配置基本方針が決定されると伺っております。そして、本予算はその一丁目一番地であると考えます。3つの小学校は、それぞれ150年の歴史があります。我々は何を守り、何を開いていかなければならないかを考え、私は本予算案に賛成するものです。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第19号 令和7年度白子町一般会計歳入歳出予算について採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号 令和7年度白子町一般会計歳入歳出予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、議案第19号 令和7年度白子町一般会計歳入歳出予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和7年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の委員会報告について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 議案第20号 令和7年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出

予算について反対の立場から討論します。

公的医療保険は6種類ありますが、その1つである国保はかつては自営業と農林水産業が加入者の半分以上を占めていましたが、現在は年金生活者など所得の低い人が多く加入しています。国保税はほかの健康保険料よりも負担が大きいのに、それを多くが低所得者である加入者が支え合うという構図は限界にきているのではないのでしょうか。

協会けんぽの場合、子供が生まれても保険料は変わりませんが、国保は子供が生まれると均等割が加算されますので、全国市長会なども国に対し改善を求めています。

町では、未就学児の均等割り半額の事業を実施していますが、それ以上の子供の均等割の独自軽減は実施されていません。国保加入者の生活の実態を見ても、子供の均等割を拡大していくことが求められます。

そして、制度の構造上の問題は国に要望していくことを求めまして反対討論とします。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号 令和7年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号 令和7年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、議案第20号 令和7年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和7年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算の委員会報告について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 議案第21号 令和7年度後期高齢者事業特別会計予算について、反対の立場から討論します。

先日お話しした高齢者の方が、食料品を買うと今までと同じぐらいの量を購入すると負担がとても大きくなると言われていました。年金から保険料を引かれ、残った年金での家計のやりくりは大変とのことでした。そして、病院を受診すると、所得に応じて1割、2割、3割と3段階での負担となっています。

先日、緊急入院された方が1割負担にもかかわらず、医療費がとても高く驚いた、支払いをどうするかと言われていました。多くの方が、高齢になれば受診する機会が増えます。少ない年金に物価高騰が追い打ちをかけています。今まで働いて社会を支えてきた方々が、高齢になっても安心して医療を受けられるような制度にしなければならないと思います。

広域連合や国に対する支援など制度改善への努力を求めまして反対討論とします。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号 令和7年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号 令和7年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、議案第21号 令和7年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和7年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の委員会報告について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 議案第22号 白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について、反対の立場から討論します。

第9期計画がスタートし、1年になろうとしています。過去4か所あったと言われている訪問介護事業所が去年は2か所に、現在は1か所しかありません。物価高等が続く中で、少ない年金から保険料が引かれ、残った年金で生活し、介護が必要になった場合は節約しながらサービスを受けている人もいます。

ヘルパーさんをお願いする場合も、最低限必要なだけにしたり、特養入所も自己負担が増えて利用料を払いきれないと言われている方もいます。社会で支えるとしてできた制度です。もっと利用しやすい制度にするため、国の負担を増やすよう要望していただくことを求め、反対討論とします。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第22号 令和7年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号 令和7年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について、委員長の報告のとおり採決することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、議案第22号 令和7年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和7年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算の委員会報告について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより、議案第23号 令和7年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号 令和7年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第23号 令和7年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和7年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算の委員会報告について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより、議案第24号 令和7年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号 令和7年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第24号 令和7年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、本定例会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって、令和7年第1回白子町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時07分